

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和 7 年 7 月 1 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年7月1日（火） 午前10時00分～午後5時00分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 石 田 秀 男 副委員長 塚 本 よ し ひ ろ
委 員 澤 田 え み こ 委 員 山 本 や す ゆ き
委 員 須 貝 行 宏 委 員 松 本 と き ひ ろ
委 員 西 本 た か 子

欠席委員 委 員 石 田 ち ひ ろ

出席説明員 堀 越 副 区 長 久 保 田 企 画 経 営 部 長
崎 村 企 画 課 長 吉 岡 政 策 推 進 担 当 課 長
井 添 S D G s 推 進 担 当 課 長 加 島 財 政 課 長
長 尾 施 設 整 備 課 長 横 田 デ ジ タ ル 推 進 課 長
西 澤 D X 戦 略 担 当 課 長 佐 藤 経 理 課 長
宮 澤 税 務 課 長 柏 原 区 長 室 長
(定額減税調整給付金担当課長兼務)
遠 藤 新 庁 舎 整 備 担 当 部 長 藤 村 総 務 課 長
川村コンプライアンス推進担当課長 (秘書担当課長兼務)
野 口 官 民 共 創 担 当 課 長
(官民共創担当主査事務取扱)
與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長
木村人権・ジェンダー平等推進課長
田 口 人 材 育 成 担 当 課 長
三 井 新 庁 舎 整 備 課 長
小 林 新 庁 舎 建 設 担 当 課 長
泉 広 町 事 業 調 整 担 当 課 長
品 川 会 計 管 理 者 今 井 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
黒 田 監 査 委 員 事 務 局 長 大 澤 区 議 会 事 務 局 長

○午前１０時００分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日の予定は、審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、所管事務調査について、行政視察について、視察およびその他と進めてまいります。

なお、本日、石田ちひろ委員は、欠席されると連絡をいただいておりますので、ご案内申し上げます。

また、委員会の運営の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

本日は、６月９日の委員会で実施の確認をしました、特別区競馬組合・大井競馬場への視察を予定しております。午後２時５０分頃には出発したいと考えておりますので、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。特に所管質問も入りましたので、そのことも踏まえて、ご質問等は簡潔に進めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

１ 議案審査

第７１号議案 令和７年度品川区一般会計補正予算

○石田（秀）委員長

それでは、予定表１、議案審査を行います。

説明に入る前に、各所管委員会における審査結果について、各委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第７１号議案、令和７年度品川区一般会計補正予算につきましては、昨日、区民、厚生、建設、文教の各委員会で所管に係る審査を行い、いずれの委員会も全会一致で原案のとおり決定した旨、各委員長より申し送りを受けております。

以上が、各所管委員会における審査の結果でございます。

当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から、第７１号議案、令和７年度品川区一般会計補正予算（第２号）について、ご説明をさせていただきます。

個々の事業内容につきましては、先ほど委員長からございましたとおり、所管の各委員会において審査をいただいているところでございます。改めて全体の説明をさせていただき、審査をお願い申し上げます。

今回の補正予算につきましては、訪問介護サービス事業所安定運営支援金および区内事業者に対する省エネルギー対策・業務改善設備更新助成のほか、災害対策に係る経費などについて編成するものでございます。

補正予算書の６ページをご覧ください。議案発送の中に入っている資料でございます。第１表、歳入歳出予算補正です。上段の表、歳入は、１３款国庫支出金から１９款諸収入まで、歳出は、２款総務費から６款土木費まで、それぞれ６億６,９００万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２,３６０億１,５４７万円とするものでございます。

１６ページをご覧ください。歳出からご説明をさせていただきます。まず、２款総務費、５項選挙費、１目選挙費は、５０万円を追加し、６億７,８７４万８,０００円とするもので、寄附金を活用した選挙

啓発物品の購入費について追加計上するものです。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費は、462万3,000円を追加し、30億2,636万8,000円とするもので、都負担金の引上げに伴い、民生・児童委員等の活動費の増額分を追加計上するものでございます。

4目高齢者福祉費は、3,996万3,000円を追加し、89億8,714万6,000円とするもので、訪問介護サービス事業所安定運営支援金として、令和6年度における訪問介護の基本報酬減額改定を踏まえた支援を行うほか、介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援事業として、東京都の支援対象外である民設民営の区内地域密着型通所介護サービス事業所に対する支援を行うための経費を新規計上するものです。

以上によりまして、1項社会福祉費の計を352億9,444万4,000円とするものでございます。

次に、2項児童福祉費、4目保育入園調整費は、2億677万8,000円を追加し、48億6,021万円とするもので、認可外保育施設等保育料助成について、東京都の補助上限額の引上げに伴う区における助成額の引上げに係る経費の追加計上、およびベビーシッター利用支援事業につきましては、障害児の利用対象年齢の拡大、ならびに障害児およびひとり親家庭児童の利用上限時間の拡大に係る経費を追加計上するものです。

5目保育施設運営費につきましては、8,759万5,000円を追加し、387億3,915万2,000円とするもので、病児保育施設2か所を区内に新規開設するための経費や、予約システム導入に係る経費を追加計上するほか、当初開設を予定していた病児保育施設の定員減に伴う経費の減額を行うものでございます。

19ページをご覧ください。認可外保育施設等経費につきましては、とうきょうすくわくプログラム推進事業の対象施設拡大に係る経費を追加計上するものです。

18ページをご覧ください。以上によりまして、2項児童福祉費の計を672億1,481万5,000円とするものでございます。

次に、5款産業経済費、1項産業経済費、1目産業経済費は、2億8,726万4,000円を追加し、42億8,358万8,000円とするもので、省エネルギー対策・業務改善を目的に、冷暖房費や厨房機器などの設備更新を行う区内事業者への助成金を新規計上するものです。

6款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁費は、1,000万円を追加し、27億197万7,000円とするもので、グリーンインフラの普及啓発を図るため、東京都と連携して、大井町駅西口交通島の歩道空間において、歩道舗装の雨水貯留型インターロッキングブロックの整備を行うための経費を新規計上するものでございます。

20ページをご覧ください。3項河川費です。1目河川下水道費は、1,800万円を追加し、26億9,331万7,000円とするもので、東京都から受託し実施している下水道管路耐震化事業について、実施地区を追加することに伴い、実施設計経費を新規計上するものでございます。

次に、7項防災費、1目防災費は、1,428万4,000円を追加し、13億4,937万4,000円とするもので、民間井戸を災害対策用井戸として活用するため、民間井戸の登録制度を新設するとともに、井戸の整備および維持管理を行う所有者への補助金の新規計上、また、木造住宅に対する感震ブレーカーの設置助成額の引上げに係る費用の追加計上、および国の指針、東京都の計画に基づき、発災後1週間時点において、20人に1基のトイレを確保することを目的として、簡易トイレおよびトイレ用テントを購入するための経費、これらを新規計上するものです。

歳入をご説明いたします。恐れ入ります。10ページをご覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金は、2,037万2,000円を追加し、16億3,766万7,000円とするもので、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金および子ども・子育て支援施設整備交付金の追加計上でございます。以上によりまして、2項国庫補助金の計を124億1,480万円とするものでございます。

次に、14款都支出金、1項都負担金、1目民生費負担金は、450万3,000円を追加し、82億5,583万4,000円とするもので、民生・児童委員活動費の追加計上でございます。以上によりまして、1項都負担金の計を82億6,006万5,000円とするものです。

次に、2項都補助金、1目総務費補助金は、6,884万8,000円を追加し、11億2,403万円とするもので、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の追加計上でございます。

2目民生費補助金は、2億5,324万8,000円を追加し、96億9,838万円とするもので、子ども家庭支援包括補助金、おめくりいただきまして、13ページをご覧ください。児童保育費、保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金、病児保育施設整備費補助金、およびとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金の追加計上、ならびに病児保育推進事業の新規計上でございます。

14ページをご覧ください。5目土木費補助金は、1,160万円を追加し、31億3,713万円とするもので、災害対応力向上支援事業補助金および流域対策等強化・推進事業補助金の追加計上でございます。

以上によりまして、2項都補助金の計を、159億8,033万2,000円とするものでございます。

次に、16款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金は、50万円を追加し、550万1,000円とするもので、選挙啓発指定寄附金の新規計上でございます。以上によりまして、1項寄附金の計を1億2,850万1,000円とするものです。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、6目財政調整金繰入金は、2億9,193万6,000円を追加し、22億213万円とするものでございます。以上によりまして、1項基金繰入金の計を191億5,277万5,000円とするものでございます。

次に、19款諸収入、4項受託事業収入、3目土木費受託収入は、1,800万円を追加し、24億9,416万3,000円とするもので、下水道管路の耐震化事業について、東京都からの受託収入として、下水道管改修整備費収入を追加計上するものです。以上によりまして、4項受託事業収入の計を、26億3,982万5,000円とするものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

○西本委員

民生費のところの病児保育なのですが、国と東京都からも補助金が出ているのですよね。例えば、短期的なものがあるのですか。それとも、年間で、病児保育をするのに、補助金とかというのは、申請すれば出るというものなのか。

それから、もう一つは繰入金なのですけれども、繰入金が2億円ぐらいいっているのですよね。これは、補助金で賄えていないものが繰入金でということなのですかけれども、どういうところがどれだけ、

どういう考えによって繰入金でカバーしてとなっているのか、その辺を教えてください。

○加島財政課長

まず、病児保育のほうの補助金の関係ですけれども、今回、病児保育の内容として、新規施設の計上をさせていただいております。それに係るハードですとかソフト、運営面の補助金を新たにこちら、予算に計上しているものですが、当初予算で計上した新規開設1施設分につきましても、当初予算では定員8名で予算化しておりましたが、今回、事業者の決定とともに定員が4名となりましたので、その減額を行うことにより、補助金の増減が発生してございます。

それから、一般財源の繰入れのところですが、分かりやすい例でいきますと、例えば、省エネルギーの設備更新助成ですが、今回、都補助として物価高騰対策地方創生臨時交付金を7,000万円ほど歳入してございます。こちらは、国の補助メニューに従って充当させていただいたものでございますが、残りの2億8,000万円余につきましては、一般財源で手当てしているところになります。

○西本委員

まず、病児保育についてですが、例えば、予算のときとか、年間を通して計画すると思うのです。そのときに、申請をすれば、いつでも国とか東京都から補助金は申請してもらえるような類いなのか、それとも、予算の時期に入れないと、なかなかそういう補助金は出てこないものなのか。その辺を教えてください。

それから、繰入金なのですが、要は、国や東京都の補助金では賄えない部分について、繰入金でやっていくと思うのですが、それをするとき、どういう観点で、今回のメニューの中で必要だからという部分があると思うのですが、その中でいろいろな部署の中で、これは優先順位が高いとか、これは優先順位が低いとか、いろいろ考えながら補正するのだと思うのですが、それをどういう流れで今回の項目に至ったのかというのを教えてください。

○加島財政課長

国や東京都の補助金の申請、それによって、歳入というところなのですが、補正の性質によってかなりばらばらです。エネ系などは当初予算に計上しておかないと、補助金がもらえないというものもありますが、今回、こちらに計上させていただいたような補助金、特に東京都の補助金につきましては、3月末とかに要綱が示された関係で、当初予算に載せることができませんでした。それで、補正予算のほうで、サービス向上ということを目的に、今回、補助を歳入させていただいているところになります。

一つ一つ、個々の事業になってしまう形か分かりませんが、次のご質問のところでは、省エネルギーにつきまして、先ほど一般財源、2億8,000万円余と申し上げましたが、この間の6月支払い分の電気代ですとか、値下がり傾向にはあるのですが、2022年のロシアによるウクライナの侵攻を発端にするエネルギー価格の急騰は、大分山は落ち着いてきたとはいうものの、負担感というものが積み上がっているところから、今回、優先的に予算化をしたものです。

また、防災対策のほうでは、先ほどこれも災害時のトイレなどですと、区のほうで災害時のトイレ確保・管理計画を策定いたしまして、この中で発災1週間後、20人に1つのトイレと考えた場合に、200基のトイレの数が不足するということを、4月時点で公表させていただいたところになります。

そこを公表しておきながら、区として何も手当てを早急になさないというところにつきまして、区民の皆様の不安を増大させないよう、今回、6月補正で対応させていただきました。

○西本委員

繰入金について答弁をお願いします。

もう一つが、訪問介護サービスなのですけれども、なぜ今の時期にこれを補正で訪問介護サービスというのが出てきたのかというところで、その経緯というものを教えてください。

○加島財政課長

訪問介護サービス事業所安定運営支援金を今回6月補正でやった意味といいますか、理由のところなのですけれども、当初予算で確かに予算化しようと思えばできたのかもしれませんが。ただ、訪問介護事業所の報酬の動きというのが、数か月単位の短期間でしか捕捉できませんでした。6月補正まで待つことによって、訪問介護事業所の収入の動きというのを、約1年間単位で捕捉することができましたので、区内訪問介護事業所の収入が上下しているかどうかというのを、1年間を通して見ることができました。その結果、55事業所中、33事業所が収入減になっていたような実情が分かってまいりましたので、今回、6月補正で予算計上させていただきました。

○西本委員

分かりました。では、訪問介護サービスの件は、年間を通しての収入の減収なのかということを見て決定したという。今回、補正をかけた、33事業所がマイナスになっているからということだと思うのです。分かりました。

この間、請願も出ていたものですから、本来だったら、もう少し早く前倒してでもやれたらよかったのにと思いつつも、区としては、様子を見ていましたという経過なのかと思っているのですが、タイミングをもう少し分かりやすくというか、前倒しでできるものだったら、前倒しでやってもらいたいという思いがあるので、特に区民から請願・陳情が出ているものについては、意識を高くして、考えているのだったら考えていますとかという返答ぐらいは私は欲しいと思っているので、何か唐突に出てきたなと思ったので、よろしくお願いいたします。

○須貝委員

まず、歳入のほうで、11ページですか。物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、これは、物価高騰対策ということで動いているのですが、お金も入ってくるのですが、実際に、それが省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金のほうに変わってしまっているのですよね。物価高騰対策とどのように関連づけるのですか。これ、教えてください。今、これだけいろいろな中小企業でも、物価が高騰して、様々なエネルギー、電気やガスもそうですけれども、ガソリンもそうですが、これだけ高騰していたら、本来はこちらに対する支援金や助成金を私はつくるべきだったのではないのかと思うのですが、教えてください。

それと、病児・病後児保育委託ですか。これ、また増設ということで、本当に若い方、ご家庭では助かる事業だと私は思っております。すみません、基本的なことで恐縮なのですが、急病とか急用ができたときに、ここは使える場所なのでしょうか。若いお母さんお父さんにお聞きすると、いざというときに使える、そういう施設や事業がすごく欲しいのだと。健康なときには別に保育園等に通っていますけれども、そういうことで、急病、急用のときに即使える事業なのか、教えてください。

あと、民間井戸。これ、確かにすごく私はこれが重要な防災対策だと思っておりますが、もちろん一方で、資料には載っていませんけれども、品川区内の区有施設、公園、防災広場、あと、各区有施設があるのですが、そういうところもちろん新しく井戸を造るという事業は進んでいくのでしょうか。

というのは、やはりいざとなったときに、隣のご近所さんに、「すみません、井戸水を使わせてください」、「貸してください」というのは、若干私はハードルが高いと思うので、区有施設の場合は、割

と震災の影響を受けにくい。また、多くの区民の地元の人が使いやすいということを考えたら、こちらをもっと重点的にやったほうが良いように思うのですが、どうなのですか。教えてください。

○加島財政課長

まず、1点目の物価高騰対策との関連についてですけれども、こちらにつきましては、国のほうから補助金の使途として、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援、省エネルギーの設備助成というようなことがメニューとして入っていたものになります。

委員からご提案のあった電気代の補助ですとか、現金の支給というようなところでのお心かと思うのですが、今回につきましては、国から来る補助金は品川区に対しては6,800万円余ということで提示があったものになります。例えば実際に現金で区民全員の方に支給をするということを考えるのであれば、10億円程度では収まらない額が必要となってまいりますので、今回は国の補助金を充当できる省エネルギー対策、設備更新助成のほうに充てさせていただくことにいたしました。

2つ目の病児保育。急病・急用のときに即座に使えるのかというところですが、運用のところに入ってくるので、お答えがあくまでできない部分があるのですが、今回、予算化されている中で、時間に限らず予約できるシステムというのを計上させていただいております。稼働は9月以降になるのですが、例えば、お子様が夜お熱を出されて、どうしても親御さんが翌朝お仕事に行かなければならないというような場合には、親御さんの体力が気がかりな面もありますけれども、何とか朝、予約システムを使って、保育園の営業時間外だから電話がかけられないということがないように、所管のほうでも対応していくように予算要求があったものでございます。

それから、民間井戸のところですが、確かに委員がおっしゃったように、震災時とはいえ、なかなかよその方の敷地に入って、井戸をお借りするというのを心苦しく感じる方もいらっしゃるかもしれません。ただ、今、所管といたしましては、民間の方が持っていられる井戸というのが、能登半島地震で非常に生活用水として役立った、そのことが国の計画に明記されておりますので、今回、民間井戸ということで進めているところでございます。

また防災課のほうでも、区有施設への井戸の整備というところにつきましては、施設の所管課と新規の設備の時期とか改修とか、そういった機を合わせて検討していきたいという意思は持っておりますので、ご意見として所管課のほうに申し伝えておきたいと思っております。

○須貝委員

繰り返しますけれども、先ほどの11ページですが、これ、物価高騰対策と載っているのです。重点支援。これ、物価高騰対策と省エネルギー対策というのは、区民の方から見ても、それ、違うのではないのかと。私は紛らわしいと思うので、これならやはり明確に、強く言えるかどうか分からないですけれども、国に、こんな言葉を使わないでくれと。最初から省エネルギー対策ということで私は明記してもらったほうが、すごく分かりやすいし、何か区で勝手に物価高騰対策を省エネルギー対策のほうのお金に充当するのだというような誤解を招きかねないので、これだけ指摘しておきたいと思っております。

あと、病児・病後児保育に対しては、様々な対応をやっていただいて、多くの方が助かると思いますので、よりいい方向で進めていただきたいと思います。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。歳入のほうで、都支出金の中で、災害対応力向上支援事業補助金があるかと思っております。充当事業として、初期消火体制強化費に160万円を入れていくということで、ここで、その下の説明のところに、補助基本額は320万円、2分の1補助が出ていることかと思っております。

これが歳出のほうでどうなっているかという、21ページのほうで、初期消火体制強化費として160万円計上されているということかと思います。

私の理解が多分足りていない部分だと思うのですが、先ほどのところで2分の1が東京都から補助が出ていて、ということは、320万円が全体としてあって、ただ、ここの歳出としての初期消火体制強化費のところでは160万円なので、残りの160万円はどこに行ったのかと思うのですが、これはあくまで補助金の対象としては災害対応力向上支援事業補助金という、もう少し大きな、あくまで初期消火体制強化費というレベルではなくて、もっと大きなレベルでもらっているから、320万円ではなくて、160万円だけ初期消火体制強化費に対するものなので、残りの160万円分はもっとほかの防災体制整備費とか、ほかのところに振っているという理解でいいのか、お願いいたします。

○加島財政課長

今、ご質問いただきました東京都の補助金につきましては、感震ブレイカー普及事業に充当させていただいているもので、この補助金の仕組みが非常に複雑なのですが、2分の1というふうに書かせていただきましたが、あくまで区の歳出に対する2分の1の補助ではなく、区が、例えば4万円のものを購入するのに半分の2万円を補助しています、残りの2万円は東京都が補助します、ただ、2万円全てを補助するわけではなくて、2万円の半分、2分の1を補助しますというような考え方ですので、160万円という補助金になっております。

○松本委員

分かりました。区の負担の半分の2分の1だということで、感震ブレイカーを買う方の2分の1という理解でよろしいのでしょうか。

○加島財政課長

あくまで東京都の補助は上限2万円までしか来ませんので、そのうちの半分、1万円を補助するという考え方で、区は160件分の160万円の補助していくということでございます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算について、採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。
以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について（土壌汚染対策法等）

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

(1)一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について（土壌汚染対策法等）を議題に供します。

理事者より説明願います。

○長尾施設整備課長

私からは、一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について報告いたします。

なお、本件は、区が発注した一部の工事において、法および条例に基づく届出を実施していなかった事案ですが、各工事で発生した土壌は適正に運搬・処分されております。

また、対象工事の所管が施設整備課、道路課、公園課、庶務課となっておりますので、各所管課長より、本日の建設委員会、文教委員会でも同様に報告させていただいております。

それでは、資料に沿って説明いたします。1、届出制度の概要をご覧ください。一定規模以上の土地の形質変更、具体的には、切土や盛土、掘削といった工事を行う場合、土壌汚染対策法および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、窓口となる東京都環境局への届出が義務づけられています。中段の表1に、届出対象となる工事の定義を示しております。

法に基づく届出制度は平成22年から開始され、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合に届出が必要とされています。

都条例に基づく届出制度は平成13年から開始され、敷地面積が3,000㎡以上の敷地内で少しでも土地の形質変更を行う場合は、届出が必要とされてきました。その後、平成31年に、300㎡以上の土地の形質変更を行う場合に届出が必要とされる制度改正がなされました。

下段の図1に例示したように、都市計画道路の整備や公園の整備、建物の新築・解体工事、学校などの校庭を人工芝化する改修工事などが届出対象工事に該当いたします。

2ページ目をご覧ください。2、届出状況確認の経緯です。昨年度末に行った旧荏原第四中学校跡地に関する土地利用履歴調査において、保育園の仮設園舎の新築・解体工事の届出履歴が確認できませんでした。それを受けまして、実施済みおよび施工中の土木・建築工事について、法および都条例の届出の必要性などを令和7年3月に東京都環境局へ確認した結果、一部の工事で届出が行われていないことが判明いたしました。

その後、届出状況の精査を東京都環境局の指導の下で行った結果、3、届出状況の調査結果の表に示したとおり、計93件の未届事案があることが確認できました。

なお、2、届出状況確認の経緯の後段に記載したとおり、各工事で発生した土壌は、工事現場からの搬出に当たり、搬出先の処分場と事前協議の上、定められた土質検定などを行った上で適正に運搬・処分されております。

次に、4、未届けの発生原因、および5、今後の対応です。法令に関する認識不足およびチェック不足が原因と考えており、今後、管理職による研修などを通じた法令遵守指導の徹底とともに、届出の必要性の事前確認などについて設計委託仕様書に明記し、確実なチェック体制を整備いたします。

また、未届案件については、東京都環境局の指導の下、土地利用履歴調査を行い、結果を踏まえて必要な届出を行ってまいります。

なお、本事案のプレス発表は区ホームページにおいて本日举行予定です。

本件を踏まえ、改めて法令に基づき、適正かつ確実な事務執行に努めてまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

聞き漏らしていたら申し訳ないです。これ全部、やってしまったものはやったもので、後で気がついたということですが、その後、検査とかをして、それは全然問題なかったということでしょうか。

○長尾施設整備課長

こちらの未届けであった93件につきましては、届出の状況を今確認できたばかりでして、これから必要な土地利用履歴調査というものを、各案件に関して行っていく予定にしております。

また、対象になっている未届けの案件につきましては、健康被害等の実態被害というのは確認できておりませんので、実態的な支障というのは生じておりません。

○西本委員

4番のところの発生原因というのが、認識不足、チェック不足というのがあるのですが、これを見て、法令が変わってくるときというのはいろいろほかにも様々なケースがあると思うのです。それに対してはどういう方法で周知をしていたのか。その周知の方法が徹底されていない理由が具体的にこういうところがあったので、具体的にこのようにしていきますみたいな、そういうのがあるのでしょうか。

○長尾施設整備課長

制度の改正があった際は、東京都環境局から発出される通知を、区の環境課で受けて、その通知に関しては、環境課を通じて全庁的に工事を所管しているところに周知はなされておりました。ただ、法改正、条例改正等の情報については入ってきたのですが、今回で言いますと、敷地面積としてどこを範囲を捉えるべきかというような認識の違いとかができて、間違って認識していた部分がありましたので、そういった周知は受けていたのですが、今回のような未届けの事案というのが発生してしまっておりました。

○西本委員

法令と都条例というのがあるわけではないですか。もちろん都条例のほうが厳しくなっているのですよね。厳しいのに合わせていけば、法令に遵守しているということだから、都条例が基本になってくるのかと思うのですが、解釈の問題などというのは、なかなか認識というか、やはり分からない

ケースが多いと思うのです。今後、職員の方々はどういう認識を持っていくのか。

あとは、職員というのは人事異動がありますので、その人事異動の際の引継ぎという中で漏れてしまうという部分も多々あるのではないかと思いますので、そこら辺の徹底はこれからどうされるのか。これからの徹底の方法を教えてください。

○長尾施設整備課長

都の条例および国の法律に基づく届出制度のところの解釈といいますか、捉え方の部分につきましては、資料の1ページ目の対象となる工事ということで例示させていただいておりますが、例えば、学校等の校庭改修工事、こういったものは届出対象として認識ができていなかったものになっております。

今回、未届けであるというところは間違っていた、届出が必要であるということは認識できましたので、今回、未届けであった事案に関しては、研修等の中で、こういうものは届出が必要なのだと思いますところを共有していきたいと思っております。

また、人事異動があった際のお話も踏まえてということですので、今回考えている研修につきましては、一部の担当している職員に向けてだけではなくて、工事を所管している部署の技術職、建築、土木造園職の職員、管理職も含めて認識をしてもらえるように、研修の対象にしていきたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。なかなかチェックするのは難しいと思うので、やはりチェック項目をつくって、必ずチェックを入れるとか決めておくと、忘れないで済むかと思うのです。

最後に、学校についてですけれども、学校改築というのは、建物を使いながら、旧校舎を使いながら新校舎を建てるということになると、向きが変わってくるのです。だから、今まで校舎があったところが校庭になったりというのは起きているわけです。そうなった場合に、改修工事というのが、別にこれはチェックをしていくということなのですから、前の校舎もチェックしました、問題ありません、でも、校舎が変わっていくときに、また変わりますから。当然、それも調査するという形で、全てにおいて今後はチェックを入れていくという感覚でよろしいのですか。

○長尾施設整備課長

特に学校につきましては、敷地面積の規模の、敷地を実際に掘るような対象範囲につきましても、条例や法令の届出の対象に基本的にはなってくるものになりますので、必ず最初の調査、土地利用履歴調査というものを敷地全体で行って、敷地全体がどのように使われていたかというところを確認するところから、必要な手続をきちんと行っていくようになっております。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。こういった事案は発生してしまったということで、仕方がないということで、そのときからできることをしっかりと進めていくことが大切であると考えております。

何点か教えていただきたいと思います。まず、この法令に違反してしまっている状況の中で、この法令の中で罰則規定というものがあるのかどうか、確認をさせてください。もしあるとすれば、その内容を教えてください。

それから、今後、速やかに土地利用履歴調査や届出等を進めていくということなのですから、93件と結構多い。相当な量があるという中で、費用的なものについては、これから調べていくということなので、精緻なものというのはもちろんこれからだと思うのですが、おおよそのところでどれぐらいかかるものなのか。それから、スケジュール的にどれぐらいを見込んでいるのかというところを教え

てください。

これも、新設や改修のときに最初の時点で調べるべきものだ和理解しておりまして、それが、それぞれの工事が終わっている状況の中でどの程度できるのかということも思っておりまして、これから何ができてどうするのかというところが、お考えがあればお聞かせいただきたい。最大のポイントは健康被害のところだと思いますので、そういった被覆されていて問題がないみたいな整理でお考えをされているのかどうかということもあれば、教えていただきたいと思います。特に教育施設もあって、子どもたちへの影響もあるので、そこら辺が関心のあるところでございます。お願いします。

○長尾施設整備課長

届出ができていなかった93件に関しましては、まず、速やかに今年度、土地利用履歴調査につきましては進めていきたいと考えております。そのうち、基本的には、区で使い続けている、建物を建てたり、公園として使用したりということが続けている土地ですので、土壤汚染が発生するような、人為的なというか、例えば工場であったり、そういった土地利用をしてきたわけではない場所がほとんどなので、土壤汚染が発生する件数はそれほど多くないと見込んでおります。

ただ、関東圏内ですと、自然由来の土壤汚染というものも一定出てくる場所になっておりますので、そういった部分につきましては、土地利用履歴調査の結果、土壤汚染の可能性があるという調査結果になった際は、実際に土をサンプル調査しまして、その分布状況を確認して、また東京都の指導の下で必要な調査を進めていくということになります。

あと、工事としては終わっている状況ですので、調査に対して支障があるかないかということなのですが、最初に行う土地利用履歴調査につきましては、書面上の調査になります。住宅地図であるとか、航空写真、あと、公図や登記簿などを使って書面上で行う調査になりますので、調査上は特に支障はありませんし、施設の利用にも支障は出てきません。

また、先ほどもお伝えしたように、今回、届出ができていなかった、手続きが適正に行われていなかったというところがございますが、実態的な健康被害等が発生しているわけではございませんので、引き続き、今後行う工事につきましても、今回の件を踏まえて、適切な時期、実際には設計段階、基本設計の段階で行うべき調査が第一段階になりますので、そこで必要な調査を行って、届出をして、東京都の指導の下で適切に工事を行っていくということを徹底したいと思っております。

○山本委員

予算と罰則規定について答弁をお願いします。

○長尾施設整備課長

失礼いたしました。罰則規定につきましては、法の中では、届出ができていなかった場合、もしくは虚偽の届出をしていた場合などに、罰金であったり懲役といったところで、罰則規定はございます。罰則を科すことができるとする規定がございます。

なお、都条例のほうでは、そういった罰金等の罰則というのはございませんが、届出ができていなかった場合に、勧告を受ける場合、また、その勧告に従わない場合は、その旨が公表されるというような規定はございます。

今の東京都環境局といろいろとやり取りをしている中では、今回、法に基づく罰則であるとか、都条例の勧告等を受けるような話は伺っておりませんので、必要な未届事案に対しての検査、届出というところをしっかりと行っていきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

あと、93件やるのに、お金がどれぐらいかかりそうなのかと。今年度中にやるというのだけれども、その費用はどこから捻出するのか。流用するのか、補正で上げるのかとか、そういう話。

○長尾施設整備課長

失礼いたしました。今回行う土地利用履歴調査につきましては、今年度の予算の流用等をして対応していきたいと考えております。

その後の土地利用履歴調査の後、仮に土を掘って調査するということが必要になってきた場合につきましては、場合によっては、補正予算や来年度の当初予算の中で予算を組んで対応するということは出てくる可能性はございます。

○山本委員

それぞれ説明ありがとうございました。

まず、健康被害が発生しないということを改めて理解ができたのと、従前も土地利用が、行政施設のものだということで、実態のところも、さほど懸念する状況ではないということが確認できましたということです。

費用のところについては、土地利用履歴調査が、例えば、1件1万円とか2万円とかだったら、100件ぐらいで数百万円とか、そういうことなのかと想像しているというところでもございまして、またご対応を進めていただきたいと思いますし、また、未届が分かってから、そこからしっかりとやっていくことがとても大事だと思いますので、進めていただいて、ご報告いただきたいと思います。

最後に、要望としては、やはり今回の事例というのは、道路、公園、学校という、多岐にわたる行政の他部門のところで行っていて、届出済みのところも半数ぐらいある中で、できていないところがあるということであると、情報共有の仕方とかがとても大事なのかというところで、庁内機能でいえば、これまでのご説明いただきましたけれども、環境課が一時的にはこういったこと全般を担うところだと理解していますので、ぜひ横串を通して、こういった手続の面でも、機能的に漏れがなくできるような仕組みを構築していただきたいと思いますというところでもございます。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。学校とかが主なので、工場ではないので、多分、拡大は届出をしたしにかかわらず、それほど実際は大きくないのかもしれないのですが、そのことも考えたときに、チェック体制とかというのが大事だというのは、これまでの質疑で出ているとおりです。

あと、もう一個、発覚の経緯のところなのかもしれませんが、2ページ目のほうの届出状況確認の経緯のところを発覚の経緯が書かれているのですが、これ、主語が書かれてなくて、土地利用履歴調査において確認できなかったということなのですが、これはどこの部署というか、誰が確認できないということに気づいたのか。ここのところはどうなのでしょう。

○長尾施設整備課長

こちらの土地利用履歴調査につきましては、企画課のほうで昨年度末に行っていたものになります。あとは、技術的な内容も絡んでおりましたので、施設整備課にも情報共有してもらいながら進めていたところでしたが、昨年度末の段階で、届出が一部できていなかったというところが、この調査の中で判明したというところでは。

○松本委員

通常、企画課がやっていなかったということなのでしょう。これまで気づいていなかったのがあるとき気づくというのは、これまでと違う流れがあったから気づけたのかと思うのですが、なぜ聞

いているかといったら、それがあるのだったら、それを今後の枠組みの中にやることによって、今後は、そもそももう気づけるとは思うのですけれども、そのなぜ気づけたのかというのは結構大事なところだと思うので、気づけた理由のところ、これまでと違う流れがあったから気づけたのかどうなのかというところをお願いいたします。

○長尾施設整備課長

この旧荏原四中学校での調査に限らずなのですが、この調査をする会社というのは、国とか東京都から指定を受けている指定調査機関が行うこととされております。ですので、その調査機関に依頼しておりますので、そこでの調査の精度のよしあしというところは基本的には出てこないはずなのですが、今回、必要なのではないかなというような指摘を受けて、こちらとしては必要がないと思っていた違いの部分に関して言いますと、仮設の保育園舎を建てていた場所というのは、旧荏原第四中学校の敷地のごく一部を使っておりました。それは3,000㎡以上に達していない敷地で建てておりましたので、必要ないと判断をしていたのですけれども、ただ、この調査の中で対象としていたのは、学校として使っていた敷地全体を対象として行った調査でしたので、部分として使用していた仮設の保育園舎の計画についても、どういう使い方をして、どういう時期に建てて、どういう時期に壊したかということも含めて確認をすることになったのですが、そのときに、届出が東京都環境局のほうに本来ですと出されていて、指定調査機関が調査の中で履歴というのを東京都環境局で確認できるはずだったものが確認できなかったもので、どういう経緯で届出がされていないのかということの問合せが調査機関から区のほうに来て、その状況の確認をしていく中で、敷地面積として見る範囲については、仮設園舎を建てたごく一部の土地だけで見るとはなくて、学校敷地全体で見るとはなるものなのだと思いますというところの指導を受けまして、発覚したということになります。

この仮設の建物を建てるときに、今回は旧荏原四中学校の学校敷地でしたが、公園の敷地の一部を使って建てるという場合もありましたので、ほかの工事についても同様のことがあるかもしれないということで、建築工事に限らず、土木工事も含めて全て確認したという流れになっております。

○松本委員

ありがとうございます。多分、工事をやっているエリアが何平米かではなくて、敷地が何平米かというところを本当は確認してやらないといけなかったのが、どちらかというと、工事対象の形質変更の広さの部分で見ていたというところが一つなのかと思います。

その上で、今のお話を伺っていると、指定調査機関から指摘を受けて多分気づけたということなので、どちらかというと、庁内で自主的に気づけたというよりも、外部から指摘を受けてという話なのかと思います。

そうすると、なかなか内部だけでは今回気づけなかったという事案なのかということでは理解できました。なので、今後はチェック体制というのが大事だというのは、多分、お気づきのとおりだと思います。

もう一つ、こういう場合は、当然、役所の中にももちろん法令知識とかということのも大事だと思うのですけれども、一緒にやっている開発するときの事業者はこういうのに慣れていらっしゃるかと思っていて、事業者のほうからこういう指摘というのはこれまではなかったのか。あるいは、これは場合によっては、実際に事業を行う民間の事業者から届出を行うみたいな仕組みはないものかということはどうなのでしょう。

○長尾施設整備課長

届出ができていない案件につきましては、区のほうから、もともとこれは必要だと認識できていたものが基本的にはある。要は、区が認識していたものになります。調査が必要な段階ですと、設計会社になりますので、設計会社のほうで、これはこのように必要だと思われませんか、これは不要ですというようなやり取りはあったかと思えます。

ただ、設計会社のほうで、設計の委託の仕様書の中に、主として気をつけている法令としましては、建物を建てることに向けて、建築確認申請の手続が主となってきますので、そこにひもづく、確認申請を出すために必要な届出や申請手続、許可などへの注意というのは非常にしっかり持ってもらっていますし、途中で必要な調査ができていないと、手続が止まってしまいますので、そこで強制的に気づくのですけれども、土壌汚染の届出に関しましては、建築確認申請の手続と切り離されている手続になりますので、なかなか気づきにくかった部分があるかと分析しております。

今回、改善策としては、設計の委託仕様書に明記するという話と併せて、職員のほうも、届出が要るのか要らないのか、要らないとしたらどういう理由で要らないという判断になったのかというところをチェックするようなチェックリストの作成も含めて考えております。

また、東京都環境局には必ず事前相談ということで行って、こういう計画であれば手続が必要なのか、必要ではないのかというところの確認をするように、そういった流れをつくっていかうということも考えております。

○松本委員

ありがとうございます。多分、設計の事業者の段階でも気づいていただけるとよかったのかというところで、そうしたところでも委託する段階でまたいろいろ仕様書のところを工夫されるということなので、そこが大事なだろうと。それはそれでこれでやっていただくというところで、分かりました。

私も全然専門家ではないですけれども、このような相談を受けたことがあって、複雑なんです。届出がなくても多分いい。そのまま進めていけるようなものだったから、進んでいって、先ほどおっしゃられた建築確認とかで本当は必要なのだったらそこで止まるみたいなのがあったって、これはもちろんここからは区側のほうで過失もあったのだと思うのですけれども、この制度自体がすごく、そもそも国の所管がどこの所管なのかということもあたりして、すごく複雑な制度になっているのだということ、聞いていて理解しました。これはこれで、区議会というよりも、国政との関係で、これを見ても分からないことはあるだろうというのは何となく伝わってきましたので、私自身も勉強になりました。ありがとうございました。

○塚本副委員長

今までの質疑を聞いていまして、届出という形式的な、事務的なところできていなかったというのは事実として発覚しているのですけれども、実質的には、いわゆるこの届出が必要、何でこんな届出をさせるのかといったら、土壌汚染というのはきちんと管理されていますよね、こういう被害をもたらすようなことはやっていませんよねということ、きちんとしてもらうためにということかと思うのですけれども、そちらのほうの実質的な目的というか、意味というか、そもそも趣旨というか、そういうのは実質的にはできているでしょう。このようなことだったのかと捉えたのですけれども、改めてこの届出をしていなかったところについて、本来やるべきだった調査みたいなことができていませんでしたという。本来、土壌汚染を放置するようなことになるようなことはしていないのですよねという確認です。

○長尾施設整備課長

委員のおっしゃるように、法や条例の届出制度の趣旨としましては、土壌の中にある汚染物質、こちらが拡散することを予防して、人に対する健康リスクというのを回避するところにございます。

今回届出ができていなかった事案に関しましても、実際に工事現場で発生した土地を処理する際に、受入先の事務所と調整した上で、土質検定等を行って、必要な運搬・処分というところを行っておりますので、健康被害等の実質的な支障が出るような事態にはなっておりません。

○石田（秀）委員長

よろしいですね。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(2) 東品川海上公園拡張整備工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、(2)東品川海上公園拡張整備工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私のほうからご報告する案件のうち、今回、報告事項(2)および(3)は9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものです。

それでは、資料の2ページをご覧ください。報告事項(2)東品川海上公園拡張整備工事請負契約です。契約方法は制限つき一般競争入札で、入札経過は3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億1,550万円、契約の相手方は、日本パブリックサービス株式会社、代表取締役、水子哲彦氏でございます。

支出科目は令和7年度一般会計、工期は令和7年12月18日です。

4ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は、東品川海上公園に隣接する土地の賃貸借契約が満了し、区に返還があった土地について、公園用地として編入するため、整備を実施するものです。

参考に、案内図と拡張整備イメージをお示ししております。

なお、本件は、本日の建設委員会で工事内容の詳細が報告されております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

工事内容のところに、土地賃貸借契約、これはどのような契約だったのでしょうか。区と相手側があると思うのですが、相手方はどんな感じで、どのようにしてこういう契約がなされたのか。経緯を教えてください。

○佐藤経理課長

本件土地の賃貸借契約があったところのご質問ですけれども、こちらはもともと埋立地ということもありまして、土地自体はもともとは国が持っていた部分なのですけれども、平成6年に区が取得したという経緯になります。

国が持っている時点から、橋本産業という会社が、ガソリンですとか灯油ですとか、そういうものを陸揚げして配送するという設備を持っておりまして、国、東京都も一部あったのですが、使用权を持っていたということで、その権利も引き継いだ形で区のほうで持っていたという形になっています。それ

を使用させるというか、使用していただくために賃貸借契約を結んでいたということになっております。

今回、公園用地として、賃貸借契約が解除されて、今回の整備に至ったわけなのですが、橋本産業が事業をやめられるということを受けて、賃貸借契約を解除いたしまして、今回、公園に編入するという経緯になりました。

○西本委員

ありがとうございます。そうすると、何年契約という形だったのかということと、それから、橋本産業が事業をおやめになるということで、今回、解消するという事になったということなのですが、ガソリンとか石油と言っていましたけれども、土壤汚染の話もあったので、そこら辺の、どういう形で返却になっているのかとか、条件はどういう形になっているのでしょうか。

○佐藤経理課長

2つご質問いただいたと。契約に関しては、直近では事業の継続が、毎回検討するということもありましたので、1年ごとの更新ということで直近では動いておりました。

また、土壤の安全性については、今回、公園課のほうで、プレキャストという、工場で造った土留めを置いて、その間に土を埋めていって、現場は公園と段差があるところですが、公園に続く形で整備すると聞いておりますので、前提となる土壤の関係については、適正に行われると認識しております。

○石田（秀）委員長

ほかございますか。よろしいですね。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(3) 第二延山小学校空調設備改修機械設備工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、(3)第二延山小学校空調設備改修機械設備工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、報告事項(3)第二延山小学校空調設備改修機械設備工事請負契約についてご説明いたします。

資料は5ページをご覧ください。契約方法は制限つき一般競争入札で、入札経過は6ページの入札状況調書に記載のとおりです。

5ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億147万5,000円、契約の相手方は、東海エンジニアリング株式会社、代表取締役、勝野泰行氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、工期は令和7年9月19日です。

7ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は、空調機の更新工事を行うものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

空調の取り換えということで、これも昨日も同じようなことがありましたけれども、何年かで交換するという決まり事があるのでしょうか。

○佐藤経理課長

第二延山小学校は、改築されておりまして、2007年に建設されていると聞いております。

学校の設備については、耐用年数15年程度ということで更新していると聞いておりますので、今回についても同様ということでご理解いただければと思います。

○西本委員

15年程度ということなのですが、学校改築、いろいろされていて、当然ながら順番とかがあると思うのです。その決め事、順番とかというのは何かあるのでしょうか。今回は第二延山小学校ですけども、次はとか、これからの計画というのは明確な計画があって、それを毎年更新するとか、そういう状況になっているのでしょうか。

○佐藤経理課長

所管は庶務課ですので、庶務課から聞いている限りということにはなりますけれども、学校に関しては、学校施設長寿命化計画というものを作成しております。委員ご発言のとおり、順次改築、大規模改修等行われておりますので、それに基づいて順々に計画的に改修等をしていると聞いております。

○須貝委員

昨日申し上げましたけれども、これだけの台数、空調機更新工事ということになっております。品川区も、区長を先頭に行財政改革を進めている中で、やはりこういう設備に対しても、使えるうちは使っていくような、そういう方針に転換すべきではないかと思います。もったいないという考えを取り入れていくという方向性も私は必要だと思います。これ、質問してもしようがないので、意見だけで終わります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(4) 庁有自動車のカーナビ等に係るNHK放送受信契約の未締結について

○石田（秀）委員長

次に、(4)庁有自動車のカーナビ等に係るNHK放送受信契約の未締結についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私から、庁有自動車のカーナビ等に係るNHK放送受信契約の未締結についてご報告いたします。

資料をご覧ください。項番1、事案の概要です。この間、複数の自治体において、庁有自動車のカーナビ等について、NHKとの放送受信契約が未締結であったということが報道されていることを受けまして、品川区の状況についても調査いたしましたところ、いわゆる契約をしていない受信機器があることが判明したというものでございます。

項番2、対象機器ですが、全庁で調査したところ、全部で157台ございました。内訳としましては、書いてありますが、庁有自動車のカーナビについては40台、そのほかワンセグ携帯電話・携帯電話でテレビが見られるという機能を持っているものですが、それが69台、また、テレビが視聴可能なモニターといいまして、会議とかでパソコンの画面を映したりするときに使ったりするものですが、そういったもので使っているモニター等で48台ございました。

項番3、事態発生の原因につきましては、こういった機器について、テレビの受信機能がある場合は、テレビと同じように、受信機ごとの契約が必要という認識が不足していたためでございます。

項番4、今後の対応といたしましては、適正な受信料を支払うために、NHKと調整してまいります。

また、今後の機器の設置に当たりましては、テレビの受信機能のない機器を設置する等、現状の機器の切替えも含めて検討しまして、適正化を図っていきたいと考えております。

本件につきましては、本来必要であったNHKとの放送受信契約をしていなかったということになります。大変申し訳ございませんでした。

ご報告申し上げたとおり、NHKと調整をした上で、結果については改めてご報告させていただきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言願います。

○西本委員

対象機器というのは、157台の契約が未締結だったという理解でよろしいですか。

それで、カーナビは分かります。ワンセグ携帯電話、テレビが視聴可能なモニター、これ、どんなときに使うのでしょうか。主にはどういう部署の方がお使いになっているのかというのを教えてください。

それと、いつからこれは契約していなかったのか。再度、契約をするのでしょうかけれども、いつまで遡ってやっていって、どれぐらいの金額になってくるものなのか、そこを教えてください。

○佐藤経理課長

3点、ご質問いただいたかと思います。

まず、1点目、資料にあります157台というのは、NHKと契約をしていない機器になります。

2点目ですけれども、カーナビ以外の2つ例示したところですが、1つのワンセグ携帯電話というのは、基本的には携帯電話、いわゆるガラケーを多くは経理課が所有してしまっていて、例えば、所管のイベントのときにイベント会場でそれぞれ職員が連絡をする、そういうときに貸したりですとか、あるいは、職員が現場に行ったときに、課のほかのところと連絡を取りたい場合に借りたりですとか、そういったものが多くあります。

あと、モニターについては、説明で会議のときに使う映すモニターと申し上げましたが、これに関しては、特にここというわけではなくて、何課かで1台ずつとか、そういったものですが、そのほかに、保育園で防犯カメラをつけて、モニターとして確認するのですが、そのモニターにテレビが映る機能があるということで、今回対象になるのではないかと。こういうものがございました。

いずれにしても、テレビとしては活用していませんけれども、テレビが映る機器であるという点では、今回ご報告する案件に該当すると認識しております。

最後、契約はいつからということですが、これに関しては、NHKと今後調整していくということになると思います。というのは、こういった機器でテレビが見られるようになったのが、地上デジタル放送が始まって、ワンセグ放送もそのときに同様に始まっているのですが、それが20年前になるのですが、その間に設置された機器ということになります。

カーナビについては車の設備ですので、はっきり年代も分かるのですが、特に携帯電話については、所管によっては、いつか現状分からないというところもありましたので、追跡で再度調査をするというのが一つと、あと、NHKの受信料についても、毎年ではないのですが、受信料が変わっ

てきていまして、現在は2台目以降が半額になったりですとか、そういった制度もありますが、制度も変遷してきていると聞いておりますので、ここは調整しないと分からないということでもあります。

○西本委員

そうすると、遡るのが20年前ぐらいから遡らなければいけないという現状だということですよ。NHKとの関係の中で、20年ぐらいから遡ってやっていくということなのか、それとも、これからなのかかもしれませんけれども、仮にそのぐらいになったとすれば、結構膨大な、莫大な金額を支払わなければいけないという事態になるのではないかと心配するのですけれども、そうなった場合、また補正をかけるのだらうと思いますが、これからですと言われればこれからなのですから、レベル的に、億単位なのか、そこまでいくのか。そのイメージはどう思われているのでしょうか。

○佐藤経理課長

今回、157台とご報告しましたがけれども、この中で、例えば、もともとNHKが免除の施設と定めておるのが、社会福祉事業をやっている施設と言っております、そういったものに該当するかどうかというところもありますので、ご報告したとおり、金額の詳細については、これから調整を図っていくということになろうかと思えます。

他自治体で報道されていると申し上げましたが、こちらについて、例えば、県庁レベルになると、数千万円というところもありますし、小さい自治体だと、それでも数百万円ですとか、そういった報道がございますので、関係課と調整しておりますけれども、具体的な金額が出てから、流用でやるのか、補正を組むのかということになろうかと思えますので、そこについてはまたご報告したいと考えております。

○西本委員

それで、事態の発生なのですからけれども、認識不足というところなのですが、これ、契約するときとか、誰かしら契約しているわけで、確認が取れなかったのでしょうか。支払わなければいけないという、その内容を、契約するときにチャンスはあったと思うのです。これは全然そういうのはなかったという、チェック機能が働いていなかったという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤経理課長

これまで認識できなかったというところですが、区役所に関しては、NHKのほうから毎年10月ぐらいに調査が来まして、受信機器は何台ありますかということで、そこで増減があれば、それに基づいて次年度、契約金額は幾らですということで請求書が来るという中身になっております。

現在、区の中でテレビが245台ありますということで報告しております、ずっと調査をやっていたところなので、正直、この調査に関しては、テレビの台数を報告するということで、職員のほうで、私も含めてですが、認識していたということになりまして、こういったカーナビに関しては、裁判を起こされて確定してきたという経緯がありまして、もちろんそういった報道を目にして変えていくというチャンスはあったのだと思いますけれども、現状、そこは至らなかったということでございます。

○松本委員

今のお話で、西本委員が言ったように、契約の段階で気づけるかといったら、多分我々も気づかないので、多分それに気づけというのはなかなか難しいと思うのですけれども、ただ、本件は、品川区においては、多分気づけたと思います。なぜかという、くには前議員がいたからです。くには前議員が、令和2年の第1回定例会の一般質問で聞いているのです。実際にこのカーナビの問題、携帯電話のワンセグ機能について見直すべきと、これは明確に質問していて、当時の濱野区長が答弁に立っているのです、

本来はこれは令和2年の段階で、もし、くにはば前議員の一般質問をきちんと踏まえていたら、こういうことは起きなかったと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○佐藤経理課長

委員ご指摘のとおり、そういった区議会でのやり取りも含めて、あるいは裁判での結果の報道を踏まえて見直すタイミングがあったのだということは、現状から見れば、私も思いますけれども、ただ、結果としてはそう至らなかったというところは大変申し訳なかったということで、申し上げたとおりですけれども。

○松本委員

分かりました。別に私はくにはば前議員の代弁をする必要もないと思うのですけれども、ただ、議会にいらっしゃらないので、もしいらっしゃったら、ここはすごく追及していたのではないかというところで、いらっしゃらない方の声を代弁させていただいたところで、今後は、契約しなくて済むように、そもそも見ていないのに受信料を取られるという制度自体が、一国民としてはおかしいのではないかと思いますので、ここは今後は機能がついていないものを契約、購入していくというところをお願いできればと思います。

○須貝委員

私も同じような考え方を持っているのですけれども、活用していないのにお金を払わなければいけない。まずこれは根本的におかしい話で、我々ですら、民間の人ですら、ワンセグ、携帯についていたらお金を払うのだというのは、本当にそれほど遠くない過去に指摘されて、マスコミ等に出てきたので、なってきたと思います。

私は、区の責任はないかと思うし、テレビが毎年245台というのは、調査に来て、きちんと支払っていると。テレビはテレビということで、見る機能があるので、それはそれできちんとやっていたと思います。

それで、これ、調査に来ていて、今までこういう事例で請求されていないなら、こういうのは無効になるのではないかと。今日は弁護士もいらっしゃるので、お聞きしたいと思うのだけれども、実際、毎年来て、きちんとこちらはこちらで資料を提出して、きちんとお金も払っている。では、ワンセグ系の携帯はどうなのですかと。そのような細かい指摘があって、それで品川区が怠っていたというなら分かるのですが、もう一度申し上げますけれども、活用していないのにお金を払う。天下のNHKがこういうお金を取るというのは、私はやはり道理として、社会通念上、おかしいと思うのですが、その辺についてご見解をもう一度お聞かせください。

○佐藤経理課長

毎年、調査に対してお答えしているということで、先ほど答弁させていただきましたけれども、これに関しては、NHKの人が来るというのではなくて、あくまで書面で調査が来て、それに対して区が回答するという形式ではございます。

支払う義務があるかどうかというところに関しては、放送法という法律があって、その中で、受信機能を持った機器を設置した場合は契約しなければならないという取決めになっておりまして、その受信機器については、テレビだけではなくて、こういったカーナビ等も含めるという現在の解釈になっているということです。

2006年に地上デジタルが始まったということなのですから、ワンセグ放送の携帯電話に受信料がかかるという確定の裁判が出たのが2019年だったということもありますので、私の立場から

申し上げることはありませんけれども、その間に購入した携帯電話等に関しては、買った当初は受信料を払うというところは、明確には認識はなかったのかとは思いますが、いずれにしても、現在、他自治体の報道を見るに、やはり適正に払うべきかと考えておりますので、その部分も含めて、NHKと調整したいと考えております。

○須貝委員

ぜひNHKに何度も赴いて、こういう不条理な支払いに関しては、やはり断固とした態度を、私は中止するような対応を取るべきだと思います。

先ほど松本委員もおっしゃっていましたが、このようなことをやられるならば、やはりガラケーのものなども、それからあと、車についている、受信できるテレビもそうですけれども、レンタカーなどはテレビが受信できないようになっているし、そのような工夫をして、私はこういうお金こそ払うべきではないお金だと思いますので、それだけはしっかり申し上げておきます。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(5) 令和7年6月22日執行 東京都議会議員選挙の結果について

○石田（秀）委員長

次に、(5)令和7年6月22日執行 東京都議会議員選挙の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、資料をご覧いただければと思います。令和7年6月22日執行、東京都議会議員選挙の結果についてご報告いたします。

初めに、投票結果でございます。男女の計で申し上げますと、当日有権者数は33万4,926人、これは4年前の同選挙と比べて1,279人増加となっております。投票者総数については、その右、16万3,835人。投票率は48.92%。投票率につきましては、23区平均は47.88%で、品川区は上位8番目の結果でした。

次に、その下に投票者総数の内訳を、当日投票者数、期日前投票者数および不在者投票者数と記載しております。

そして、その下でございますけれども、開票結果でございます。投票総数が16万3,834票、有効投票が16万1,845票、無効投票が1,989票で、主な無効投票の内訳は下記の表のとおりです。なお、無効票は、前回と比較しまして、投票者総数は2万人増えましたが、約500票減りました。そのうち、500票のうちの白票数の減は240票でございます。

順位につきましては、得票順の表をご覧いただきまして、品川区選挙区で選挙すべき議員の数は4人でしたので、順位の上から4番目までの候補者が当選人となります。

なお、7番、8番ですが、岡本さとし氏と岡本ゆうじ氏につきましては、氏を記載した「岡本」、そして、「おかもと」の票が20票ございましたので、それぞれの基礎票を基に案分して、得票数を算出しております。

なお、供託金没収点は、有効投票を議員定数で割って、さらに10分の1の数、4,046.125票でしたので、順位の10番目の候補者の供託物は没収されます。

次のページをお願いいたします。最後に、参考としまして、年代別投票率を添付しております。これまでの選挙でも同様の傾向ですが、全年齢平均の投票率48.92%に比べて、30歳までは平均より低くなっております。これは、他の選挙でも同じ傾向がございます。

なお、前回の東京都議会議員選挙と比べますと、10歳代は2ポイント弱高く、20歳代は7ポイント以上、30歳では10ポイント弱も高くなっており、若い世代にとって、インターネット上での候補者からの発信や選挙に関する啓発などもある中、関心の高い選挙であったことと受け止めております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

今回、私も気づいたのですけれども、期日前投票なのです。期日前投票のときに、手ぶらで行けますとよく言っていますよね。確かに手ぶらで行けるのです。書かせるだけで、本人確認をしないのです。住所と名前を書いて、それで投票用紙を頂く形になるのですけれども、これ、今回、ネット上での問題提起として、かなり話題になっていました。不正が働くのではないか、本当に正しい選挙をやっているのかということです。なぜかという、本人確認していないので、住所と名前が分かれば、幾らでもやれるわけです。

なので、今後は、本人確認はある程度必要なのではないかと思うのですけれども、これは公職選挙法だから、品川区で決められるわけではないので、ただ、そういう疑問はやはり一応話題になっていたという認識はあるのか。品川区として、そういう注意喚起ではないのですけれども、意見を言えるような場所があるのか、そこを教えてください。

○今井選挙管理委員会事務局長

今回の選挙におきましては、SNSの発信、Xなどでの発信に対しまして、いわゆる新聞などでそういう情報は間違っているなどの、逆に報道もされたと記憶しております。

期日前投票につきましては、投票所入場整理券の裏面に、ご自身で不在者投票の宣誓書というのを書いていただきます。そこの中にご住所とお名前などを書いていただいた上で、それを期日前投票所の中の名簿対照係に持ち込みいただきまして、その記載内容が正しいか、そこで改めて確認をさせていただいております。

ですので、委員ご指摘のとおり、不在者投票におきましては、ご自分できちんと書いていただくということが1点ございますし、また、時には投票所入場整理券をお持ちでない方もいらっしゃいますけれども、改めて期日前投票では白紙の入場整理券を用意しておりまして、もう一度そこに住所とお名前を書いていただくようになっております。

ただ、投票の際は、入場整理券をお持ちいただいた場合でも、何か身分証明のものをということで、区民の方からお出しいただくときもございますけれども、あくまでも入場整理券が届いていない場合に、そういう身分証明書をお持ちになると、スムーズにご投票できますというご案内をさしあげております。

それから、もう一つですけれども、公職選挙法の体制に何か意見を言うことができるのかということでしたが、品川区選挙管理委員会であっても、公職選挙法の改正について意見を、特別区の選挙管理委員会連合会に上げまして、それを全国市区の連合会に上げて討議していただいて、全国の中から総務省等に意見を言う仕組みはございます。

○西本委員

結局、全て申告制なのですよね。だから、確認をしていないのです。だから、今回、話題になっていたのは、簡単にできるよねと。「手ぶらで行けますよ」、「そのまま行けばいいですよ」と、宣伝は結構しているではないですか。実際、手ぶらで行って、どういう方法だったのかというと、本人確認もしないし、ただ住所を書くだけ。名前を書くだけ。それをチェックするだけということなので、そうすると、性善説でいいのかもしれないけれども、でも、今後、いろいろなことを考えたときに、虚偽というか、本人でない人が行ったりする場合が出てくるのではないかという疑いもかなり今回出たのです。

今、直接的に言えないというのは分かりました。公職選挙法に関わることの意見を言うには、いろいろな経緯があつてというのは分かりましたけれども、でも、そういう課題を認識しているのかということからだと思うのです。品川区の選挙管理委員会がそういう認識がなかったら上げようがないわけであつて、そういう話題になって、本人確認はこれから何かしらやっていかなければ、そういう不正があるかもしれないということに対しての対応策にはならないと思うのです。これ、品川区民の方々も結構心配しています。すごく心配しています。

○石田（秀）委員長

西本委員、口を挟むようで悪いのだけれども、法的にはできないと先ほどおっしゃった。だから、これを議会でやるかという話です。法改正しろと。もしやるなら。補欠選挙に係る実施の要件について、国への要望などを議会でやれというのだけれども、我々もやったけれども、一向に法は動かない。だから、行政側に意識は持ってもらってというのは、多分、持っているという答弁をもらうかもしれないけれども、多分、これ、議会でないとできないのではないかな。

○西本委員

それはそれです。私が言いたいのは、そういう認識を持っていますかということです。持っていなければ、上げようにもないですよという話で、意識を持っていれば、意見を言う場所があるのだったら、そこに意見を言ってもらいたいし、もちろん議会でやらなければいけないことはあると思うので、議会は議会で動かなければいけないと思います。

ただ、今回の選挙の中でそれが話題になっていました、その認識はありますかということです。それについてお答えをお願いします。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず、こちらの期日前投票の本人確認につきましては、先ほどご説明しましたとおり、ご本人に住所とお名前を書きいただき、選挙人名簿に必ずその方の住所、名前を確認して、そこで選挙人名簿と照合させまして、本人確認をしているという認識でございます。

ただ、今、委員ご懸念のような、報道されたということは選挙管理委員会事務局としても十分に受け止めておりますので、今後、また本日の総務委員会での質疑等も含め、選挙管理委員会にご報告させていただきます。

○西本委員

今まで私たちの意識がなかったところだったのです。なので、こういう指摘をいただいて、本人確認は何かしら必要だろうと。うそをつかないだろうということではなくて、やはり今、いろいろなところで本人確認というのは厳しいです。

なので、これは選挙なので、正当なやり方は当然必要だと思うし、抑止力でもいいと思うのです。本人にしてくださいという一言でもいいから、それぐらいは選挙管理委員会できると思うのです。本人確認します、本人の住所の確認をしますというぐらいは言えると思うのです。今だと、手ぶらで来てく

ださいと言うだけであって、誰でもどうぞみたいな形になってしまっている部分があるので、そこは品川区の選挙管理委員会の中でできることがあると思うのです。今後も含めて。それは選挙管理委員会の方々に報告をしていただいて、品川区でできること、変えるというよりは、抑止でもいいと思います。その方法を探っていただきたいと、お願いしておきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 所管事務調査について

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。

委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の総務委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、市町村交流について、および競馬事業についての2項目とさせていただきたいと思います。

内容といたしましては、まだ大まかではございますが、まず、市町村交流については、交流自治体との事業拡充および新たに連携が可能な自治体について調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、競馬事業については、本場である自治体として、競馬事業の運営等について、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、説明させていただきました。

時間の関係もあり、ご要望全てを取り上げるということではできませんでしたが、このような形でご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○須貝委員

競馬事業についてですが、これは品川区の事業ではないので、品川区の所管事務調査として私はふさわしくない項目だと思います。私はこれを、委員長、副委員長がいらっしゃって、やはり総務委員会ですから、ふさわしくない事業を所管事務調査項目に入れるというのは、再考すべきだと思います。それはしっかり私は言っておきたいと思います。

○石田（秀）委員長

これは正副案なので、私からお答えをさせていただきます。競馬事業については、8年ぐらい前に総務委員会でも所管事務調査をしました。それで、そのとき私ではないのだけれども、これは競馬事業について、例えば、10年ぐらい前から、十何年前は、これ、基本的には23区でやっているわけです。それで、配分金もあって、それがゼロ。それから1,000万円。このような状況が続いてきた。これは各TCKの努力、それも含めて、競馬場自体は売上げとしては非常に調子がいい。各区に6億円配分金 coming in。

品川区は本場ということで、3億円の交付金がある。あとは、皆さんも見ていただければ分かるけれども、本場があるからといって、今、650頭ぐらいの馬がいるわけだけれども、厩舎、これは古い話をすれば、元区議の林和也先生が一番言っていたけれども、本当に劣悪と言っているのかどうか、問題だけれども、結構、手は入ったけれども、決していい状況の厩舎とは思えない。それを小林牧場に移設

をして、それではどのようにしていこうか。だけれども、これ、議長会でも今、競馬議会あるわけで、区長会にもある。それをやっているのだけれども、本場のある品川区、そこにお住まいになっている方は品川区民でもある。そういう状況にある部分がある。

それから、3億円ということが果たしていいのか。それから、八潮とか大井第一地区には、T C Kから、本場の周りの迷惑料みたいな形で、金額が違っていたらごめんね。私の知っている限りでは400万円だと思うけれども、それが出ている状態がある。

こういうことを一回議会でしっかりそこは踏まえて、そういう中で、本場を抱えているところで、今、イルミネーションをやっているのだけれども、そういうことも含めて、例えばこれは東京競馬にも必要になってくるだろうけれども、では、そこでアリーナ、いつの時期か分からないけれども、こういうことも含めて運営の部分、それから、そこまで踏み込むかどうかは別だけれども、これ、総務委員会だから。何でもやっていいとは限らないから。

こういうことも含めて、必ず一回は議員としてそれを理解して、T C Kの運営の本場のあるところで、3億円、5億円なのか何なのかというのはやる。それからしっかりそれは、本場のところがある地域であるならば、その経済効果はどれぐらいあるのだということを含めて、こういう使い方をしてくれということは、本場のあるところは区民を抱えているので、私はしっかりそれをやっていくことは総務委員会として適切だと思っているので、これはそういう意味で上げさせていただきました。

○須貝委員

委員長の今熱い思いは、がっところらに向いているのはよく分かります。

だけど、品川区といえども、やはりこの大都市の中にある23区の抱えている様々な諸問題があると思うのです。そういうことを思うと、これだけ多くの理事者の方が来ていただいている場で、そういうことを議論したい、してほしいというのが、私は総務委員会に対するそういう強い思いがあるので、それで申し上げさせていただきました。

○西本委員

私も、競馬事業に関しましては、現状を知るというのが必要なかと思うのですけれども、ただ、これ多分、一定方向の議論があって、その議論を踏まえて提言をしていくということも必要になってくる部分、それをどこに向けてなのか、競馬議会なのか。私たちが議論して、こうあったらいい、こうしたほうがいいねといういろいろな提言が出てきたときに、どのようにそれを上げていくのかというのをどう考えていますか。

○石田（秀）委員長

基本はT C Kだけれども、それは競馬議会というものがあるので、本来は競馬議会の権限を持っているのは区長会の競馬議会です。だから、今のT C Kの管理者は23区の区長なのです。T C Kなのだけれども、管理者は23区の区長。これは分かっている人はいるか。この5月までは足立区の近藤やよい区長が、ずっと歴代、濱野区長もなったりもいろいろしているし、やっているのだけれども、5月に替わったのです。それはどこの区の区長になったか分からないけれども。区長会の充て職になっているのだけれども、その人が管理者。その管理者が、T C Kが今のこの配分金も何も決めている。だから、そこに配分金も含めて、こういうことで頼むというのは、それは本場を持っている品川区としては言っていけるということです。

○西本委員

T C Kとやるのですけれども、いろいろ議論をする中で、理事者の方々の答弁というのは、T C Kの

中身のことになる、T C Kの人でないと言えないこととかいろいろあると思うのですけれども、その辺は答弁側としては大丈夫なのですか。それが少し心配だった。

○石田（秀）委員長

それは総務課長しかないのだけれども。

○藤村総務課長

今回の競馬組合の、所管事務調査になった場合は、現状というところをお伝えさせていただいて、どういった提言ができるかと、そういった材料を提供としてというところで考えていきたいと思っています。

○西本委員

外部団体という部分はあるので、なかなか資料の収集などでお手数をおかけしてしまうかと思うのですが、年間を通しての総務委員会の所管事務調査として、調査をかけていくので、やはり実のある調査にしていきたいと思っています。なので、きちんと該当者、区長会であれ、T C Kであれ、そちらにつながるようなことを考えていただければと思います。

それと、市町村交流なのですけれども、これ、区民委員会とかぶることはないですか。

○石田（秀）委員長

ない。調整した。

○西本委員

やはりかぶってきますよね。

○石田（秀）委員長

大丈夫。

○西本委員

どの辺をどのように調整されたのでしょうか。

○石田（秀）委員長

副委員長も市町村交流を深めていきたいということなのだけれども、今度また坂井市長の話を聞くとか何とか言っていっていなかったか。

〔「議員研修会」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

議員研修会。そういうのも言われているぐらい、坂井市とは積極的にやっている部分もある。

それから、市町村交流というのは、ここにも書いてあるけれども、今、これまでの既存の市町村交流がこれでいいのかというの私はやるつもりでいる。これは必ず総務委員会になってくる話で、山北町とか早川町とか、このまま継続してどういう形でというのは、総務委員会なのです。それはきちんと確認した。

それで、それから今度違う提案、ほかの市町村とかも、どのようにしていこうか。今度、飯田市か。それは防災協定か何かで、市町村交流といっても、防災協定でやっていこうとか、いろいろな話がある。そういうことを踏まえていくと、そういうことなど全体を見渡して、市町村交流とはこういうところと連携をして、新たに市町村交流をしていこうとか。それこそ、海外も増やしていこうなどという話はあるけれども、東南アジアとか。それは、ここでは今そういう段階ではないから。だけど、市町村交流というのは、今あるもののその是非みたいなものもしっかり勉強して、提言することは提言もできるし、それから、新たな自治体ともしっかりと交流していくところは、もしそういうことがあれば、やっていこう

とか。飯田市については私もあまり詳しくないけれども、そういうことも含めて、防災協定。最初から入り口はそこなのかもしれないけれども、坂井市みたいに積極的にやれるようなところを品川区としてやっていって、それはお互いにウィン・ウィンの関係ができれば、品川区民にとってもいい関係になるので、そういうことを考えて、この中で所管事務調査としてやっていきたいということです。

○西本委員

ありがとうございます。では、ほかの委員会との仕切りが心配になっただけであって、多分、防災協定になっていくのと、建設委員会のほうにもかかってくるかと思っていて、だから、やるときに、そこら辺は少しかぶるかもしれないのですけれども、市町村交流という中で考えると、区民委員会も入ってくる。建設委員会も入ってくるというところがあると思うので、そのところをある程度、他の委員会にも了承していただいた形で進めていただくということによろしいのでしょうか。

○石田（秀）委員長

はい。

○西本委員

分かりました。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。今回、調査項目2つということで、分かりました。まず、市町村交流については、私も要望していた幾つかの中の一つに入っておりまして、要望をかなえてくださってありがとうございます。

競馬事業のところなのですけれども、今までの質疑の中で大分分かってきたところがあるかと思っていますが、競馬事業をどの程度、どのように調べていくのかというところをお聞きしたいところがありまして、先ほど委員長の話で、TCKを中心ということだったのですが、この競馬場のところというと、施設自体を持っているのが東京都競馬株式会社で、そこから特別区競馬組合が施設を借りる形で、TCKを運営されているという状況になっております。品川区との関わりでいえば、施設全体、地域としては関わる場所もあるというところかというと、施設を借りて運営している競馬組合を調べるといことで、品川区としての関わりとしては、23区の分配金として受け取る収益のところだったり、プラス何かがあるかというようなところでの関わりとして調査していくということだけなのか。それとも、もう少し広い意味で、まさに品川区が東京都競馬株式会社と包括協定を結んでいて、今後幅広く連携していこうという話があるということで、施設について、具体的に言うと、アリーナの構想とかも一部報道とかではされていますので、そういったところも含めて調査の範疇として入れていくことができるのかというところかというと、どこまでが範疇かというのをお聞きしたい。

○石田（秀）委員長

これは、今おっしゃったようなことは私ももちろん考えておりまして、非常に微妙です。今、はっきりとは言えないけれども、建設委員会に所管が入る。今の東京都競馬株式会社は、TCKに施設を貸している。それだけれども、その運営についてはいいのだけれども、アリーナ建設、その経済効果、区民への対応など、その施設を取り上げてやっていくとなると、建設委員会の仕切りが大分出てきて、そちらは建設委員会というような形の所管事項になるので、今はっきりとは言えないけれども、基本的には運営上の小林牧場をどのようにしていくのだとか。例えば、小林牧場でそちらにも馬がいて、来るのに運ぶのに何万円かかって、往復したら、それは運営上幾ら金がかかっている。では、分配金がどれくらい減るのだとか、そういうものについては、小林牧場を含めて、トレーニングセンターも含めて、我々が

しっかりそれは把握して、こういうことだということを言えるようにする。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。私の理解なのですが、アリーナの話というのは、基本的には民設民営になりまして、東京都競馬が自分の敷地内に東京都競馬の資金を使って、もしくは、皆様が調達して建てられるということだと思っています。品川区は包括協定を結んでいて、そういった施設の利用等を含めて何か取り組んでいくということだと思っているので、品川区が直接建設費を出すという整理ではないのかと私は理解しておりますし、包括協定という範疇でいうと、たしか総務委員会の中で、協定とか、そういったところがあったかと思いますので、その範疇になるのかという。民間企業との連携とか、官民共創とか、連携とかという、たしか所管があったかと思います。多分その範疇なのかと。

なので、建設委員会というよりは、その連携というところを踏まえれば、この調査項目の中にもしかして入れられるのではないかと思いますので、そういったところも踏まえて、ぜひ、もしその範疇に入れていただけるのであれば、せっかくなので併せて調査していただきたいという、これは要望でございます。

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それは調査します。

それでは、今、たくさんご意見いただきましたけれども、この2項目で行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。次回以降の委員会から調査を行っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、理事者の皆様におかれましては、様々、資料をお願いするかと思いますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

ここは2時50分まで時間があるので、それでは、ここで暫時休憩にいたします。よろしくお願いいたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時00分再開

○石田（秀）委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩中に2名の方の傍聴申請がありましたので、ご案内いたします。

なお、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

そして、写真撮影の許可申請もございましたので、これを許可するかしないかを判断するため、各会派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、これまでの取扱いとしては、議題に入る前に自席から撮影のみを許可しております。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

従来どおりでお願いします。

○山本委員

従来どおりの取扱いでお願いします。

○塚本副委員長

従来どおりの取扱いをお願いします。

○松本委員

審議の妨げにならない限り、ご自由にしていただいて結構です。

○須貝委員

従来どおりでお願いいたします。

○西本委員

従来どおりでお願いします。

○石田（秀）委員長

それでは、ただいま各会派からのご意見を伺いましたが、議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにしたいと思います。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方、撮影をよろしくをお願いいたします。

4 行政視察について

○石田（秀）委員長

それでは、予定表4の行政視察についてを議題に供します。

行政視察の調査項目・視察先の希望については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。

期日までに委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、調査項目等視察の内容について正副で検討をさせていただきました。

まず、視察のスケジュールにつきましては、第3回定例会後の10月27日月曜日から10月31日の金曜日のうちの2泊3日にしようかと思っております。

ただいま申し上げたとおりの日程での実施について、ご意見がある委員があれば、ご意見をよろしくをお願いします。

○須貝委員

従来、2泊3日で、いろいろな地方都市を視察してまいりましたが、日帰りで行けるなら、日帰りで2日間にわたって行くもよし、そのような対応で行政視察をしたほうがいいのではないかと思います。まして、前にも申し上げましたが、品川区は、この東京の中、大都市の中で、23区として、40万人の区民のために奉仕している組織です。ですから、そういう同じような同レベルの自治体ならば私は参考になると思うのですが、やはり地方とこちらの23区とは、それぞれ違う。また、事業の仕方がそれぞれ違いますので、似たようなところを選定するならば、私は近隣、周辺の自治体に視察に行くべきだと考えます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

須貝委員のお話もご意見をしっかり受け止めさせていただきますので、またそれは正副でも議論させていただいて、また正式にご報告をいたします。

それで、調査項目等の視察の内容についてであります。今、須貝委員からもそういうお話がありましたが、次回の委員会で、日程や調査項目等の正副案をお示ししたいと考えております。現時点では、これまで総務委員会でもそうでありましたけれども、各委員会でもそうだと思っておりますけれども、所

管事務調査の項目に関連しまして、市町村交流について、および競馬事業についてとし、視察項目として希望する意見があった都市ブランディングを加えた3つの項目で実施することを今は考えております。

現時点で、視察項目や視察先についてご意見等がありましたら、ご発言願います。須貝委員は分かった。ほかにそういう何かありましたら。よろしいですか。

それでは、須貝委員のご意見等も参考にさせていただいて、再度正副で検討させていただきまして、次回の委員会で日程、調査項目等の案をお示しさせていただきたいと思います。

なお、本日以降も調査項目等のご意見がございましたら、7月8日までに事務局まで書面等で提出をお願いしたいと思います。

以上で本件を終了いたします。

6 その他

(1) 所管質問について

○石田（秀）委員長

次、予定表の順番を入れ替え、予定表6のその他を議題に供します。

初めに、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、須貝委員および松本委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。

質問項目は、西本委員の一般質問の庁内ハラスメントについてに関する項目に関連して、須貝委員からは、ハラスメントの内容について、および職員を対象としたハラスメントに関するアンケートについて、松本委員からは、当該アンケートが外部に提供されたことについてだと思っております。

これより所管質問を行います、申出をした以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願いをいたします。

本会議の質問の繰り返にならないような形で、改めて質問をお願いします。

初めに、改めて須貝委員から質問をお願いします。

○須貝委員

本会議場で、西本委員から、庁内ハラスメントについての一般質問がございました。私もほとんど内容を知らないまま聞いていたのですが、お話しされている、質問されている項目、内容について、なかなか分かりにくいところがありましたので、第一に、西本議員がどのような内容のことを質問されていたのかお伺いしたいということと、あと、理事者の側から、庁内ハラスメントについてのアンケート調査を職員の間でやられたと。どのような内容のアンケート調査をしたのか、どのような結果だったのか、そういう内容を教えていただければありがたいと。

○石田（秀）委員長

これは、もう一つ、松本委員のもアンケートに関する事なので、改めて松本委員からも、答弁のほうで一緒にならないように整理するので、先に松本委員の昨日の質問を改めて、もう一回お願いします。

○松本委員

記事の内容についても、今、話も出ておりましたけれども、本件は、コンプライアンスの問題もあると考えております。といいますのも、都政新報の記事を拝読しますと、このアンケート自体は去年の8月から9月に行われて、同年12月にアンケート結果が職員向けに発表されたということでございました。

この情報が都政新報に載っているということで、情報がどのように流れていったのか。考え方によっては、これは機密情報が外部に流出したという捉え方になるのか。何でこのようなことを申し上げるかという、先般、一般質問に対する答弁の中で、この流出した職員に対する処分というご答弁もあったように聞こえました。そのように考えると、このアンケート自体が、区の中で機密情報であったのか。それが流出したということについて、どのような経路が考えられるのかということと、コンプライアンス上の問題点というところについて伺えればと考えております。

○石田（秀）委員長

今、それぞれ質問していただきましたので、それに対する答弁をよろしく願いいたします。

○川村コンプライアンス推進担当課長

まず、須貝委員のご質問にお答えいたします。昨年、区が実施したアンケートについてでございます。昨年度初めてハラスメントに関する職員アンケートを実施いたしました。ハラスメントに関する職員の意識や実態を把握することが目的でございまして、回答結果については、管理職向け研修での報告後、職員にも共有したものでございます。

内容についてでございますが、ハラスメントにつながる言動等について、複数の項目を挙げて質問をいたしました。その結果を職層ごとに集計した結果、そのうちの項目の1つで、29.4%の部長級が「されたことがある」と回答した項目がございました。

また、この結果の共有についてでございますが、アンケート実施時に、職員内の共有までを想定して実施したため、それ以上の公表は予定しておりません。

以上でございます。

続きまして、松本委員のご質問に対してでございます。まず、流出の経路につきましては、こちらで分かっているものではございますが、職員に共有した結果報告と思われる内容と考えております。

また、コンプライアンスにつきましては、こちら、職員周知をした際に、当該資料、内部における施策検討のために作成しているもののため、無断複製や転用はしないように依頼しているものでございました。それを考えると、情報管理意識に問題、課題があるとは感じてございます。

○石田（秀）委員長

今、答弁がありました。それについて、また再度、皆さんから確認したいこと、質問したいことがありましたら、どうぞ。

○須貝委員

今、大ざっぱには説明を受けたのですが、職員に対して、今、おっしゃっていませんけれども、初めて職員間の庁内ハラスメントについてアンケート調査をしたということですが、一般論で言えば、こういうことがあったよと。こういう言動があった。別段、分かったとしても、公開したとしても、職員の中で働く環境、よりよくしようということで進めたアンケート調査ならば、私は、こういう内容で職員の人にアンケート調査を依頼したということは、別に外に漏れたとしても、庁舎内の職員の働く環境をよくすることならば、もっと前向きに出していいのではないかと思います。別段、誰かが例えば犯罪行為に似たような行為があったとか、そういうことでなければ、私は堂々と品川区内で職員間でこういうことがあって、すごく恫喝されたにせよ、上司にこういう問題があった、私はこういうことを感じたということは堂々と発表して、公表して、我々区議会議員からすれば、職員の皆さんの働く環境がよりよくなるならば、私はぜひ聞かせてほしいし、公表はここまでだというようなことをやっていくと、ほかの方から、隠蔽しようとしているのではないかと、何か隠そうとしているのではないかと、

そのような勘ぐりをされると思うので、庁舎内をよりよくするという考え方でいけば、私は堂々と公開なり何かして、また区議会にも、こういう問題がありました、こういうご意見がありましたということは言っているのではないかと思うのですが、違いますか。

○柏原区長室長

今のご質問というか、ご意見の部分にございますように、本会議の場面でありましたが、あまり細かい内容までお話をできなかったというところがあります。このアンケートを実施したというのは、そもその目的のところ、ハラスメントに関する職員の意識、実態を把握するのだといったところで、今回初めて区としても調査させていただいたといったところがございます。

前提といたしまして、まず、そういったことがあった場合に、これからどう対応していくのだということで、管理職向けの研修といいますか、そういったところに活用するのだというところがまず大前提でアンケートをしました。

それから、お答えいただく際には、これは大きく公表することが前提ではありませんので、そういったところを安心して答えてくださいというようなことでアンケートをしているというまず前提があります。そういったところでやっております、そういった中での回答率が出てきたというようなことでございます。

ですので、公表部分の話のところなのですが、前提のところ、まずそこからスタートしていますので、それを、こういう結果が出ましたからということで出すというのは、回答していただいた方たちはそこを前提としてはいない形で回答していただいていますので、職員の中でこれは共有して、これからどのようにハラスメントのない職場というものをつくっていくのだといったところをやっていくという趣旨がありましたので、公表といいますか、これは内部でまずは使っていくものだという捉え方でお話をさせていただいているといったところがございます。

そういったことがありますので、これでこういうことだと出してしまうと、前提と違う結果の出し方になってしまいますので、これは今後の職員との信頼関係等もありますし、このまま出すというのはできないという形式のものです。

ただ、結果につきましては、我々も、区長をはじめ、真摯に受け止めて、どのようにしてハラスメントのない職場、働きやすい職場環境をつくっていくのだというところにつなげていきたいというところがございます。

○石田（秀）委員長

今、区長室長のお話で、松本委員からも先ほど質問があって、答弁があれだったので、目的は分かりました。目的はそういう目的で、職員向けだったと。

それで、答弁で、私もそう思っていたけれども、ふと思ったのは、公務員の秘密を守る義務なのか何なのか分からないけれども、そこでもし何かあったら処分していくみたいな話もあったのだけれども、それに対するお答えがなかったのだけれども、それを再度確認していいですか。

○柏原区長室長

失礼いたしました。本会議のほうで答弁させていただいた部分もございますけれども、今回、そういった内部で使うという趣旨のアンケートでありましたので、全庁周知する際に、先ほどコンプライアンス推進担当課長のほうからお話しさせていただきましたけれども、内部における施策検討のために作成しているものであるため、無断複製とか転用についてはしないでくださいということで一言つけて、全庁に周知しています。

趣旨は先ほど申し上げたとおりなのですけれども、そういった意味合いもありましたので、公表といえますか、区の外に出ることはないようなようお願いをした上で、今回、このアンケートについては職員周知をさせていただきました。

ただ、結果として、そうしたお断りといいますか、お断りをした中で情報が外部に出ていっているところでもあります。中身について、それが地方公務員法の第34条に当たって、秘密を守らなくてはいけないという部分にどこまで該当するかというのは、これはもちろん検証は必要なのですけれども、そうはいいまして、そういう趣旨のものを外に出さないでくださいというようお願いをしたにもかかわらず表に出たということは、これは情報管理という意味も含めて、これは内部として課題であるだろうと思っております。

それは地方公務員として一番守らなくてはいけない幾つかの中のところでは、条文を出させていただいて、地方公務員法第34条に抵触するものではないかという意味合いも含めて答弁させていただきましたけれども、そういった前提があった中で起きたことということで、ああいう答弁をさせていただいたといったところでございます。

○松本委員

ありがとうございます。今、コンプライアンスのところで、区のほうの文書取扱規程を読むと、機密文書の章がないというか、自治体によっては、こういう規定を設けて、これは機密文書であると。この規定があると、当然のことながら、そこには明確な守秘義務があったりして、それに違反すると懲戒処分の対象になるというのは分かるのですけれども、品川区の場合は、現状、そうした規定はそもそも表に出ているものではなくて、そうすると、そもそもないのか、あるいは、内部にはそれとは別にあるのかというところが疑問に思った点が1点と、さらに、職員の服務規程を拝見しても、情報流出に関する服務規定が見当たらないように見えたのです。

そうすると、そういうのがない状態で地方公務員法の第34条で_____的に考えていくのか。この内部規定との関係が分かれば、教えていただきたいというのが1点と。ここまでがコンプライアンスの話なのですけれども、もう1点、須貝委員の質問の関係でいうと、今回のアンケートの中身が都政新報に一部載ったと思うのですが、これ、載り方が場合によっては、区民の方たちにも誤解を与える可能性はあるのかと思っています。

一部答弁では、パワーハラスメントというのは、必ずしも上司から受けるものとは限らないと。優越的な地位に基づいて行われるものであるから、場合によっては、部下から行われることもあり得るだろうというお話がありました。

それに加えて、例えば、議員からの言動、これは以前、カスタマーハラスメントの問題が総務委員会で取り上げられたときに、議員からのハラスメントは、その場ではパワーハラスメントというよりも、どちらかという、カスタマーハラスメントであると。それは、パワーハラスメントは、今申し上げた、優越的な地位に基づくけれども、議会と理事者側という行政は対等なので、答弁上は、パワーハラスメントではなく、カスタマーハラスメントのほうが適切ではなかろうかという仕切りだったと思いますが、一方で、アンケートというもののなので、それぞれの職員の方たちの主観がもちろん入ってくるから、明確な切り分けとは関係なく、例えば、このアンケートについても、問いの部分と、あるいは前提、パワーハラスメントがこういうものであるという文書が出ているわけではなくて、一部のものが切り出されて都政新報には載っているという状態です。

なので、可能性として、部下からのハラスメントがある可能性については、議会ではありましたけれ

ども、これは議員からのハラスメントについても、ここに含まれている可能性があるのかというところを伺えればと思います。

○柏原区長室長

まず、前段の服務規程であったり、文書の取扱いの部分でございます。明確にこういった文書をもってというところの規定というのは、書いてあるのは確かなかったのかと思いますけれども、ただ、我々の仕事をする中で基本になるのは、地方自治法と地方公務員法にのっとって我々は仕事をしておりますので、その一番大本になる地方公務員法の、今回でいえば第34条の中身がベースになって、それぞれの個々の事案によって、例えば、過去の事例とかも含めて、新たな仕組みというのがございます。

それから、もう一つ、ご質問のところで、議員の方々からの部分というところでございます。正確に厳密に申し上げるのはかなり難しい事案だとは思いますが。お時間を拝借して、パワーハラスメントというのは、品川区のハラスメントの防止に関する基本方針の中でパワーハラスメントの定義をしておりますが、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる言動をいうと。この場合、上司一部下といった職務上の意味の上下関係に限定せず、同僚間や部下、部下から上司の間、あと、これは関係者も含むのかもしれませんが、こういう知識・技術等の優位性がある場合においても成立するというような定義にしております。

そういった意味でいうと、議員の方々からという部分に関しては、職場環境というところがありますので、一義的には議員が当たるかというのはなかなか難しい面はありますけれども、以前、この場でお話もしましたが、カスタマーハラスメントのほうがより近いものになるのだと思うと思います。

ただ、全くないかという、職場環境というのをどこまで捉えるかというのが出てきますので、そこで優位的なものがあつたときに、そのやっている中身、仕事といいますか、やっている作業の中で、それがパワーハラスメントではないのかというような定義の話に行く可能性もないことはないのと思うと思いますけれども、明確に議員からのものもパワーハラスメントと言い切れるかどうかというのは、なかなか難しいかと捉えております。

○松本委員

分かりました。多分、それは全体の役所としての捉え方であって、ただ……。

○石田（秀）委員長

少し待ってもらっていいですか。すみません。もう少し声を大きくしていただけますか。傍聴されている方が聞きづらいというお話なので、もう少しトーンを上げてもらって、やっていただけると助かります。

○松本委員

今のお答えというのは、公式的には多分それでいいと思うのですが、問題は、今回はアンケートなので、書いた職員の方たちの主観では、議員からのハラスメントもパワーハラスメントと記載されている可能性があるかどうかというところでは、可能性があると思えばいいのでしょうか。

○柏原区長室長

なかなか難しいですね。当然、我々も事実としては、この記事を見ただけでありますので、そこで議員の方がという今お話があつたのですが、そこは特定ができているという判断を私もできませんし、この事実だけをもって、あとは想像の話になってしまいますので、ご答弁は難しいかと思っております。

○西本委員

私は、今回、質問させていただきました。まだ議事録が来ていない状況なので、細かいところが違っている部分があるかもしれませんが、非常に不思議な答弁だったと思っております。

今の議論の中でも、地方公務員法第34条というのが答弁でありましたけれども、それを使ったら、これ、押さえ込むというか、外部に出してはいけないと言っていましたよねと押さえ込むような状況にもなりかねない。今回のリークの件ですけれども、内部告発に近いのではないですか。自由ですよ、それ。それは、個人の中でこういうことがあったよというのは、内部告発という部類だと私は思います。なので、それすらもやってはいけないということを言えるのだろうかと思います。

それで、外部には出さないようにとかという文言が本当に入っていたのかどうかということは、やはり出してもらわないと、言葉だけでは分らないです。だから、アンケートの内容、どういう内容だったのか。それから、アンケートの結果はどういう結果だったのかというのを示していただかないと、正しい判断ができない。

私たちは、区の職員の方々の職場環境をいい環境にしていく。これは、品川区民の皆様方のためです。だって、職員の方々が仕事しやすいように、気持ちよく仕事に没頭していただきたいわけです。だけど、パワーハラスメントとかがあったら、それはできないのです。

だから、今回、私も取り上げて、これがリークだったらきっちりと調べるべきだと思うし、どういうところでこういう問題が起きているのか。それで、具体的なことは何も言いませんでした。真摯に受け止める、これは認めたということです。区長が認めました。庁舎の中でパワーハラスメントがあるということを認めたのです。これはきっちりとお答えいただいております。

だけど、では、どうやって取り締まるのですか、どうやって改善していくのですかという具体的なものは何ひとつ言っていないのです。言ってもら。それをすべきでしょう。こういう問題が起きている。それを地方公務員法とかを使って、蓋を閉めるようなことはやめていただきたいのです。

なので、これは正しい議論、誤解されるかもしれないという思いがあるので、やはりどういう質問をしたのか、質問内容、それから、どういう結果だったのかということもきちんと議会のほうに提示してほしいです。それは可能ですか。

それと、もう一度言いますけれども、証拠です。言わないようにということを、それを言った上でお願いしてのアンケートだったのかということも、資料を出してもらわないとよく分からないのですけれども、いかがですか。

○柏原区長室長

まず、このアンケートの結果についてというのは、先ほども答弁しあげたところではあるのですが、最初の趣旨としては、忌憚のない職員の方の意見、皆さんの意見を聞く機会ということで、公表とか、誰々を特定しますとか、そういうことはしませんので答えてくださいということでお願いしています。それはアンケートをする段階で、まずそれは前提に入れてアンケートをしています。

それから、そういった前提がありますので、そういったことで自由意見も含めていろいろなものがアンケートの内容に出てきているというところがあります。

前提としてはそのように聞いていますから、それを表に出すという意味合いでは聞いていませんので、ここで内容についてどういったことを聞いたとか、どんな結果が出たとかというのは、これは先ほども申し上げましたけれども、そういったことを踏まえると、公表するというものではないだろうと。内部の資料ということで扱っていくべきものだろうと捉えているところでございます。

それから、先ほどもありましたけれども、本会議で答弁した第34条のところにもありますけれども、そういった前提なので、この内容については無断複製とか転用をしないようにというようお願いを周知するところはしていますので、そういったことをお願いしたにもかかわらず情報が出ていくという。我々ここは気をつけなくてはいけないところだと思うのですけれども、それとハラスメントのあった内部の事実のところと、それから、お願いをしているのに情報が出ていってしまっているということの事実については、これは我々としても情報の管理というのは考えなくてはいけないというところがありますので、具体的にこれからどうだということではないのですけれども、先ほども少し議論がありましたが、そういったものが出ていったことに関しては、やはり一番大本となる地方公務員法を引用させていただきましたけれども、ゆゆしきことではあるというところでの在り方としての答弁をさせていただいています。

いずれにいたしましても、区も答弁していますけれども、こういった結果が出ているということに関しては、我々職員全員が、特に幹部職員が真摯に受け止めて、そういったものがない職場環境であったり、何かあったらすぐ言えるような環境、外部の弁護士も入ってもらっての相談窓口も今設けていますので、そういったものも活用していただけるような職場づくりといいますか、環境づくりに努めていきたいと思っています。

○石田（秀）委員長

西本委員だけれども、これ、所管質問ですので、何回も言うようで悪いのですが、本会議での質問、再質問とか、西本委員はやられていたので、その質問の繰り返しにならないような形でお願いをします。

○西本委員

これ、新しい質問だと私は思って質問しているのですが、証拠がないのです。お願いしていたという証拠が。だから、証拠を出してください。役所の皆さんに、職員の方々に、どういうお願い事をしたのかという証拠を見せてほしいです。

それと、私たちは、職員の職場環境というものの、この総務委員会の所管になっています。だから、カスタマーハラスメントとか、そういう議論もしているわけです。だから、データや質問内容、それから結果というのは私たちに提示していただくということは可能なのではないのですか。それを出さないというのはおかしいと思います。だって、認めているのですよね。パワーハラスメントが、3割近いところがあったと認めているわけです。だから、その証拠を出してくださいということをお願いしているのです。それは出せないですかということが1点です。

それと、先ほども言いましたけれども、外部に出したと言うのですけれども、それ以前に、こういう状況があること自体がおかしなことであって、パワーハラスメントの定義からすれば、もちろん部下から上司が受けるというのもあるとは思いますが、ただ、通常、上司から部下にという流れが大半なのではないのですか。そういうのも新聞報道だけでは分かりません。だから、詳しく現状把握をしたらいかがでしょうか。それ、しないのですか。そんなこと言われたら、誤解が生じますよ。では、みんなパワーハラスメントをやっているのですか、課長が部長に対して。だから、誤解が生じるので、誤解が生じないように、きっちりと調査をしてはいかがでしょうかと強く申し上げたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○柏原区長室長

繰り返しの部分が出てきてしまうかもしれないのですけれども、アンケートの内容であったり、その結果であったりというところは、先ほど来お話しさせていただいていますけれども、前提がそういう前

提での質問をしていないというところがありますので、こういった形での、表に出すといいますか、お話をするというのは難しいことだろうと思ってございます。

それから、証拠というふうにいただきましたけれども、実際にこのアンケート内容を職員に周知する際にも、文書で、こちらの内容については、無断複製であつたり、転用等についてはしないようにということで付け加えさせていただいて、周知をしているというところがありますので、そういった前提で動いていることからしますと、なかなかお出しするのは難しいのかと思ってございます。

それから、調査云々というところでございますけれども、結果としては、先ほど申し上げましたけれども、こういった結果が出ているということは、区長をはじめ、我々、真摯に受け止めて、この中からどうしたらそういったハラスメントがない職場環境がつけれるのか、それから、そういったことが仮にハラスメントを受けたとなったというときに、いかにそれを発信してもらえるのか、訴えてもらえるのかという訴えやすいような職場環境づくりとか、体制であつたりとか、そういったところを考えていかなくはいけないということで、それについては、コンプライアンス担当部門であつたり、区長室のほうでそういった体制づくりというのは、今、検討しているといったところでございますので、この結果をそういった形でこれからも活かしていきたいといったところでございます。

○須貝委員

今、誰がハラスメントをしたのか、されたのか、そのアンケート結果に対して、それは特定できてしまうのですか。私が特に望むのは、こういう結果が出ました、でも、その人を別に特定できない、それから、された人も特定できない、個人が特定されない中でのアンケート調査だと思うので、根本的に私が思うのは、職場環境をよくしたい。働く若者が伸び伸び働ける、そういう品川区にしてほしい。要は、離職させない、辞めさせないような体制づくりをしてほしいのだというのを切に望むわけです。特に人事課長からすれば、辞めてほしくないというのは当たり前だし、次の40万人の区民を支えていくのは、やはり職員の皆さんなので、いい人が辞めていってしまうような職場は困るのです、私どもとして。

実際、ある職場では、民間企業では、ハラスメントがあつたらすぐ上司が、そこのした人に対して注意に行つて、きちんとしっかり言い含めるということまで皆さんやって、会社に残すのだということを考えている。でも、今までの西本委員と部長の話を聞いていると、断定して、この人が悪いのだと。この人がされたのだと。この人がハラスメントをしたのだというような、そんな犯人捜しをしているように聞こえてしまって、結局、誤解されてしまうのです。いや、こういうデータが出た。区としてはこうやって改善していくのだということで、私は何もそんな隠すこともないのかと。もっと前向きに庁舎内で話せるような仕組みづくりをぜひしてほしいのが、私の質問の内容なのだけれども、聞いていると、こちらは一切そういう話ではないから、公表するということはないから話せません。西本委員からすれば、いや、そんな隠す必要ないでしょう。これ、両方とも言い分は合っていますよね。でも、そうしたら堂々巡りになってしまって、結局どこも行き着くところがなくなってしまうから、そこは区のほうでも私は真剣に考えてほしいし、兵庫県でもありましたけれども、隠すようなことを区がやっているとは思えないし、もっと正々堂々と、職員にも若手にもきちんと気づいていただけるような、そういう品川区で私はあつてほしいという意見だけ言わせていただきます。意見だけです。

○堀越副区長

今、ご指摘もありましたので、須貝委員のほうからご意見ということでしたけれども、私のほうからも、区長室長と答弁が重なりますけれども、答弁させていただきます。

今回のアンケートにつきましては、全体の傾向を見るという形で、率直な意見を、特に外部への提供

は予定していないという形で実施したものでございますので、そういった性質のものであるアンケートでございますので、そういった扱いを我々としてはしていくというのが一つの考え方、これをお示しさせていただきました。

須貝委員からもご指摘いただきましたけれども、このアンケートはそういう趣旨でやっていまして、アンケートを取るときに、このアンケートの目的として、いろいろ目的も、全体の傾向を把握するとか、意識の調査ですとか、そういったものについて把握して、今後の研修ですとか、内部の検討、施策の検討に活かしていくということで、このアンケートを実施したものでございます。

その際、個人の特定、それから、被害の個別の事実を調べる目的ではないという形でアンケートを実施させていただいているところでございます。繰り返しになりますが、全体の傾向を見るというところでやっているところでございますので、今、議論の中で、個人を特定するというものではないという、このアンケートの性格上、そのような捉え方をしているものです。

ただ、かといって、これを軽視しているということは全くございまして、本会議でもご答弁申し上げましたとおり、相談しやすいような窓口を設けるですとか、それから、外部の弁護士による窓口を設けるですとか、公正な立場でしっかりと事実関係を把握していくですとか、相談しやすい窓口づくりをやっていくというのは答弁をさせていただいてございます。

今、実際のハラスメントの事実認定の対応と、それから、ハラスメントになる前の、コミュニケーションがいかに取りやすい職場をつくっていくかというのが非常に大事だと思いますので、そういった部分も含めて、いずれにいたしましても、働きやすい職場の環境づくりに努めていかなければならないと感じているところでございます。

今回、我々の意図したところではない形で報道されたということがありまして、非常に議員の皆様方にも大変ご心配をおかけしているところだと思いますけれども、これはしっかりとこれからも個別の事案も含めて、全体傾向、いろいろな施策、コミュニケーションの取り方も含めて、しっかり対応していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○西本委員

これ、3,000人くらいの職員の方に渡して、2,000人ぐらいですかね、がお答えになったということなのですかけれども、これ、集計はどうやっているのですか。外部の委託で集計ですか。それとも、皆さん、手でやっているのですか。どういう集計の形を取っているのですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

こちらのアンケートにつきましては、コンプライアンス推進担当の職員がA I等を用いて集計をしております。外部委託はしておりません。

○西本委員

A Iというのはどんな、A Iといういろいろあると思うのですけれども、何を使ったのですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

具体的に申し上げますと、B Iツールというものを使っております。あと、C h a t G P Tでございます。

○西本委員

C h a t G P T、これ、独自でやるのですか。品川区だけですか。C h a t G P Tだと、外部へただ漏れになってしまうのですけれども、そういう集計の方法を取っているのですか。セキュリティーの問題はどう扱われているのですか。

○西澤DX戦略担当課長

ChatGPTに関しては、AzureのAI CONNECTというのをを使って、外に流れるというか、対話形式で答えるというものではあるのですが、外部への流出に関してはなくて、情報を記憶させるとか、記録させるとか、そういったことは外部には流されないというものになっております。

○西本委員

すみません。うといものですから。外部に流せないようなセキュリティーをやっているという認識でよろしいのですか。ChatGPTだと、外部にアクセスできると思うし、結局、生データがそのまま入るわけですね。だから、ほかのところから、個人名は入っていないとは思いますが、でも、守秘義務だといろいろ言っているにもかかわらず、そういうツールを使って分析しているとすれば、言っていることは違いませんか。だって、それ、どうなのですか。外に漏れないように、漏れては駄目だといって、地方公務員法を使って取り締まろうとしている。片や、集計をするときに、外部のほうに流れる可能性もあるというような手法を取っていたとしたら、それは違うでしょう。そこら辺、説明してもらっていいですか。誤解すると嫌なので。

〔「基本だけ言えばいいんじゃないの。仕組みまで言っていると分からない」と呼ぶ者あり〕

○久保田企画経営部長

私どもが今使っていますChatGPTにつきましては、品川区の内部で完結するような仕組みにしていますので、品川区の職員がやったChatGPTが記憶して、別の人が外から来て、それをChatGPTが参照して外に出すということではありませんので、品川区の中だけで完結する仕組みに今はなっています。今はというか、そういう仕組みを使っていますので、外部には漏れません。

○西本委員

分かりました。パワーハラスメントの定義に関してなのですが、部下から上司にというのも、範疇はあります。それは分かっています。でも、部長の上司は誰かといったら、区長、副区長なのです。それも質問で言いました。区長、副区長です。仮にそういう方々の立場でパワーハラスメントをやっていたら、職員の方々は言えますか。だから、そうならないように、個人を特定するといけないという、もちろん個人を特定することはしたくはないけれども、だから誤解を生じてしまうから、きちんと調べてはいかがですかという。外部の委員会などをつくって、そういう誤解を生じるようなことではなくて、きちんと調査してはいかがですかと言っているのです。だって、部長の上司は区長、副区長ですよ。該当は3人しかいないではないですか。誰でも分かることです。でも、皆さんが言うのは、そうではないのでしょうか。答弁ではそうではないと言っているのでしょうか。だから、そのように言うのだったら、きちんと証拠を見せてください。

○堀越副区長

今のご質問ですが、パワーハラスメントの定義の中で、例えば上司以外の者からも成立するというのは、一般的な内容をご説明させていただきましたので、今回のアンケートも、個人を特定するものではない。事実の部分についても、先ほどご説明したとおりのアンケートの前提がありますので、答弁しました。

ただ、今、委員からご指摘いただいたことについては、これも繰り返しになりますけれども、決して軽々しく受け止めるつもりではなくて、区長、副区長というと、私も含めてになりますので、これは先ほど申し上げました、外部の相談窓口ですとか、そういった部分について、ハラスメントに対して厳

正に対応するというのがまず一つと。

ハラスメント前のコミュニケーションを、良好なコミュニケーションをどう取っていくかという、職場づくりをどうやっていくかということです。これはご懸念をいただいているからこそそのご質問だと思いますが、それはしっかりと対応していきたいと思っております。

○西本委員

意見で終わります。一般質問をはじめ、所管質問をさせていただいて、ありがとうございました。でも、ますます疑念は膨らむばかりであって、やはりしっかりと調査をして、庁舎の中で何が起きているのかというのを私たちは知るべきだと思うし、職員の方々の職場環境をよくしていくというのは、ひいては区民の皆様方への行政サービスが効率よく質の高いものになっていくだろうと思っているので、だから、職員の方々を守っていかなければいけないと思っているのです。

今回、こういうアンケートになって、リークだどうのこうのなどと言う前に、こういう現状があるのだということです。その現状を真摯に受け止めますと言っても、区長、副区長がパワーハラスメントをやっていたらどうするのですかということもあるのです。そうではないというのだったら、きちんと調査をして、そうではありませんというのをきちんと示すべきではないですか。

これは職員の方々の悲鳴です、このアンケートの結果というのは。報道された内容を見ると。全部見ているわけではないから、分からないけれども、悲鳴です。それを幹部の職員たちがどのように受け止めているかです。きちんと受け止めてほしい。仮にそういう人がいるならば、きっちりと守ってほしい。区長、副区長に対して抑えるのは誰もできないのは分かっています。だから、こういう場で皆さんの力を借りて質問しているけれども、公開もしない。出す必要がない。そういう前提のアンケートではないから、公開する必要はないのだ。全くもって改善をしようなどという意気込みさえ私は感じない。怒り心頭です。議論すればするほど怒り心頭です。職員がかわいそうになる。それだけは言わせていただきたいと思います。しっかり職員一人一人が生きがいを持って、区長が生きがい生きがいと言っているでしょう。楽しいというわけにはいかないかもしれないけれども、一人一人が使命を全うして、しっかり仕事ができるという環境にぜひしてもらいたいという要望をして、終わりたいと思います。

○山本委員

私からも質問をさせていただきます。私の考えなのですが、職員の方々が安心して業務に向かえる環境を整えることはとても重要なことであると考えております。

そして、現在、品川区役所内においてハラスメントがあるという疑念が生じているといったことになっております。ハラスメントが発生している事実が間違いであれば、その疑念を払拭しなければならないと思いますし、もし発生していることが事実であれば、速やかに是正していかなければいけないのではないかと考えております。

というような中で質問させていただきます。まず、アンケート調査の結果というもののの中に、加害者や被害者の方の個人情報というものが掲載されているような内容なのではないかというところです。

それに関連するのですが、このアンケート調査内容、結果の取扱いなのですが、これまでのご答弁をお聞きしているように、当初は公表する予定はないということだったのですが、現在、新聞記事にも掲載されるような状況となりまして、メディアの方々にも取り上げられるような状況になっている。そして、むしろ一部だけということであれば、正確に全体が伝わるかという点、誤解させてしまうのではないかと、おそれもほかの委員の方からも指摘いただいている状況です。

そうすると、やはりこれはそういった誤解を生まないためにも、広く情報公開するというのがやり

方としてはあるのではないかというところなのですが、そういうことに対して何か支障があるのか。ルール上だったり、行政として支障があるのかどうかというのをお聞きしたい。

今後、情報公開請求がされることも容易に想像ができます。そうなったときに、区として、それが公開できないから黒塗りにしようというような類いの情報管理になるのかどうかというのを伺いたいというところになります。

私が以前働いていた企業でも、社内向けにハラスメントなど様々な調査がございまして、結果も公表されていまして、個人のプライバシーは当然に確保される。それぞれがどういう回答をしたかというのは、しっかりと表に出ないようにはされた上で、全体としての数値とかというのは割と見せて、だからこういった健全な職場環境なのだというのを対外的にも見せたり、社内で共有されて、安心してやっていくと。これはあるべき姿だと思っています。なので、プライバシーを確保した上での公表というのは可能なのではないかというところでございます。

この点、2点、回答をお聞かせください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

アンケートの回答についてなのですけれども、もともとアンケートを実施するときに、特定の個人名等を記載しないようにという依頼の下に行っているものですので、具体的な事案ですとか、個人が特定できるものではございません。

また、公表に関することですが、今回初めてアンケートを実施して、こちらを庁内で共有はしております。そこで職員間では実態が共有されているものと思いますので、隠す意図はもちろんございませんが、アンケートに安心して答えていただくためにも、今回のアンケートに関しては、今の基準に、方針に基づいて取り扱うべきかと考えております。

○柏原区長室長

内容については、今、コンプライアンス推進担当課長からお話ししたとおりでございます。あと、後段でご質問いただいた、例えば、情報公開請求というようなお話もあったのですが、今、このアンケートを庁内で周知しているといった内容のことと、それから、情報公開請求とまた制度が違う制度でありますので、これ、仮にという話ですけれども、情報公開請求というのが仮にあったとした場合には、そのときの判断だということ、情報公開制度にのっとった形での判断をして、どのように出すかとか、そういう形になるかと思います。

○山本委員

ご答弁ありがとうございました。その部分、そのようなお考えと、情報公開がもしそういったメディアの方々などからあったときには、そのときにご判断されるということで、理解をしました。

あと、もう一つ伺いたいのが、改善策等についてなのです。これまでのご答弁で、真摯に受け止めているということだったのですけれども、やはり具体的なアクションがどのように取られているかというのを、最後に確認させていただきたいと思います。

外部の相談窓口を設置されたというところと、具体的にどんなアクションをされたのかと、あと、外部弁護士が新たに設定されたとすると、これ、去年、アンケートが実施されていますので、半年ぐらいたっている話だと思うのです。それがどのように利用されていて、いわゆるハラスメントの撲滅だったり、その減少にどのように寄与されているかというところを、その利用数や、それに対する受け止め、考えなどをお聞きしたいということがございます。それがまず、大事なアクションとして1点あります。

それから、これも新聞報道による記事からなるのですけれども、これが事実だという前提での話な

のですけれども、アンケートの自由記述欄では、「ハラスメントの加害者は、自身の行為に自覚がなく、被害者の訴えを無視したり、加害者を責めたりする傾向がある」「相談しても適切な対応がなされず、結局、自ら退職をせざる得ない状況も追い込まれている事例が多数ある」と、意見が既にこのように個別記述で書かれているというのがある中で、これは、いわゆる個別事案として、追跡調査というか、これだけを読むと、結構深刻な状況なのではないかと思ってしまうのです。

そうすると、もともとは被害者の方を特定しないでの調査と言っていたものの、やはりこういう記述があるとする、この人たちを守るために、何か別途アクションしていかなければいけないのではないのかというのが思うところではあるのですけれども、このような記述があった後、こういった自由回答の方々に対して、何か改善、その人たちの厳しい状況に対して個別のフォローアップをするとか、そういった働きかけをされたのかどうかというところを併せて教えてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

私からは、追跡調査、アンケートの結果を受け止めてのフォローアップについて、回答いたします。こちら、個別の事案が特定できないような形で集計でございましたので、回答を受けて、どなたかを特定して、そこに対して調査に入っていくというようなことは行っておりません。

ただ、令和5年から弁護士による外部相談窓口は設置しておるところなのですけれども、そちらの周知につきましては、人事課とも連携して、折に触れ、職員周知しておりますし、個別の相談が受理されたときには、こちらのコンプライアンス推進担当におきまして、弁護士を含めた調査担当が事実関係を把握しているというところで、広く相談を受け付けて、公正に調査するような体制は、今、推進しているところでございます。

○山本委員

ご答弁ありがとうございます。外部の相談窓口は令和5年から設置しているということですので、このアンケート調査の前から既にあるということですので、特にこのアンケート結果を踏まえて何かアクションがあったというものではないということですので、私の質問したものとは少し答えが違うかと思うので、このアンケート結果を踏まえてアクションをしたことがあるのであれば、改めてお聞かせいただきたいということと、私がお聞きしているのは、もともと相談窓口があるのでしたら、その利用件数、今、お手元で特に把握されていないかというお話でしたら、それで結構なのですけれども、要は、これだけアンケートで一定の状況があるという、全容は分からないのですけれども、あると言われて、改善策を打ちましたと言われて、相談体制を拡充しましたというようなお話を今聞いていると思うのですけれども、では、実際、つくった相談窓口に相談してもらえる人が増えているのかどうかという事実というのはすごく大事なことだと思っているのですが、そこら辺の件数を改めてお伺いしたいというところです。把握されていないなら、それでももちろん大丈夫です。仕方がないという。

○柏原区長室長

先ほどの外部の弁護士の相談窓口については、コンプライアンス推進担当課長から申し上げたとおり、令和5年からスタートさせているというところで、今、手元に数字というのはあれなのですけれども、このアンケートをやった結果、件数が増えているかどうかというところにおいては、数的には極端に増えたとか、そういうところではないと認識しています。ただ、こういった制度があるというのはきちんと周知を改めてしなくてはいけないというのがまず1点あると思っています。

それから、何かこのアンケートをしてからのアクションということなのなのですけれども、当然、このアンケートは、当初の目的は管理職向けに、こういった結果が出ているので、これからどうするかという

ところで、管理職向けの研修を全員の管理職にやっているというのがまずありました。

それから、ハラスメントのない環境づくりというところでの職場づくりであったりとか、そういったところに対してのありようといいますか、考え方については、我々のほうで今、内容を検討しております。幾つかの提案といいますか、どういったことをやっていこうというのは内部で検討して、これから打ち出しをしていくといった段階にあるということです。

加えて申しますと、これは個別の話になってしまうので、あまり細かいことは言えないのですが、個別には、外部の相談窓口にもやはり相談は来ておりますので、都度、先ほどご紹介いただいた個別の案件のような方に対しても、これは個人を特定しないようにというのを調整しながら、こちら、外部の相談窓口のほうでも、そういったところのケアだとか、それから、その体制をどうやって変えていくのか、改善をどうやっていくのかというのは、調整を都度図っているといった状況でございます。

○山本委員

ご答弁ありがとうございます。外部の相談件数が正確に把握されていないというのは分かりました。

私がお聞きしたかった意味というのは、アンケートを取られて、その内容が正確には分かりませんが、一定、ハラスメントがあるのではないかなというような数値が上がっているときに、それを職員の皆様を感じないように、安心して働ける職場づくりをつくっていくための打ち手を打っていくということがすごく大事だと思っているのです。そのためにアンケートを取られたというご説明だったので、なので、アンケート結果が出た結果、どういう打ち手をされているのですかというのをお聞きしているのです。

それで言うと、外部窓口がもともとあって、相談もそこに来ているということですので、それが何か具体的にアクションを打ったとは、あまり私は今のは分からなかったのと、去年の時点でアンケートを取っていて、それを何か施策に役立てるためといってアンケート取られているのですけれども、では、その施策として何かされたのかというのが、今まだ考えているというお話なのですけれども、既にアンケートを取ってから半年たっていますので、それが果たして適切な対応なのかというと、すごくお聞きしていると、もっとしっかりと対応策を考えて、そして、アクションをしていただきたいと思います。これは要望でございます。

ご回答いただいた中の一つとして、個別の調査は行っていないということで、自由記述欄にあったことに対してもそれ以上の対応はされていないということだったのですけれども、私がもしその職員の方の立場であったとしたら、それはやはりどうにか救ってもらえる手だてが欲しいと思うと思いますので、改めてそういう方々の声を聞けるようなものやしていくなどしていただきたいと思います。これも要望です。そういう個別の調査はそのときは想定していないので、それ以上の追跡はしないということでしたけれども、実際、そういう方々が自由記述でいるということが分かったとして、これが事実だとすれば、やはりそういった職員の皆様を助けるようなアクションをぜひ取っていただきたいというのがございます。

そして、これで最後になるのですけれども、やはりこういったやり取りを、この質疑をやらせていただいているのは、アンケート結果が分からないと、正しいやり取りというのがなかなかできないというところがございまして、アンケート結果の内容というのが、当初、対外的に公表することは想定していないということでしたけれども、こういった議論の俎上に上がっていくということですので、冒頭申し上げました、疑いがあった場合は疑いを晴らす、それから、それが多少事実であるのであれば、それをしっかりと直していくためにも、アンケート内容と結果は示すことをご検討いただきたいと思いますというところ

と、万が一パワーハラスメントが行われているということがあるのであれば、パワーハラスメントをなくしていくためにふさわしい対応を、ぜひ具体的に進めていただくことを要望して終わります。

○塚本副委員長

時間もないので、一言だけ。もし答弁があればあれですけれども、一応、今回のアンケートはそもそものスタートが、そういう公表を前提としていない。パワーハラスメントとかというのは、受ける側がどう受けたかということが大事なので、そういうものを忌憚なく書いてもらおうということもあってやっていたものなので、それを第三者が入ってくると、ややこしくなるというのか、二次被害を生むということも一方ではあると思うので、知りたいという思いに応じて素直にというか、オープンにしていくということは慎重に、いろいろ検討しなければいけない部分も一方ではあると思っておりますので、今後、この問題の取扱いについては、そういったことも考慮に入れながら検討していただければと思います。

○澤田委員

聞き漏らしていたら申し訳ないのですけれども、このアンケートを、今回、外部に発表するとか、公表するということは考えていなくて行われてというところで、先ほどからずっとそういうご答弁がありまして、そうだと思うのですが、例えば、今後は、この結果を受けていろいろな対応策を打たれていくと思うのですけれども、今後、その対応をしていった後にどうなったかというのか、皆さん、何か変わったことはあるのかとか、引き続きハラスメントが行われていないかとかということも含めてアンケートとかをされるのか。まだ今は検討されていないかもしれませんが、今後、そういうことを行う予定はあるのかということと、定期的にそういうのがあったらいいのではないかと。そのスパンは分かりませんが、定期的に見ていただいて、職場環境が改善していったかどうかというのは、追って見ていくことは大事なのではないかということと、あと、例えば、これから区役所で働きたいとかという思いのある若い人たちに向けて、職場環境、最初はこうでしたけれども徐々によくなっていったとか、こんなことをやっているから安心して働きに来てくださいと伝えるためにも、今後は例えば公表というのも考えてもいいのではないかと思います、その点について伺います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

ご指摘のとおり、対策後の変化を捉えるためのアンケートの実施は重要なことと思っております。ただ、今年度以降、どのような形でアンケートを実施するかどうかも含めて、まだ検討中の段階です。

ハラスメントにつきましては、コンプライアンス推進の中で取り組んでまいりたいと思っておりますので、こちらの対策等を行う際には、また適宜、コンプライアンス推進の取組の中でご報告させていただければと思います。

○澤田委員

犯人捜しとかということ、犯人を見つけてつるし上げるとかということよりも、やはり今苦しんでいる人たちが今後苦しまないで済むようにいろいろな対策をしていただいて、講習も行っていくというお話もありましたし、また、今、おっしゃっていたように、今後、続けていっていただいたりとか、様々、どうぞよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

最後に私から一言だけ。多分、ここにいらっしゃる全ての人というか、皆さんも、私もそうだけれども、やはり区民の皆様のために、やりがいを持って働いていく。それには、職員の方々も、やはり楽しくやらなければ、相手に伝わってしまうと思うのです。職場が楽しいのだという雰囲気をつか。

それはいろいろな区民の方もいらっしゃるから、大変な部署もたくさんあるけれども、その中でもやりがいを持ってやっていただければと思っています。

その中で、今、これ、出てきたのを私も見たけれども、一番の問題は、部長級の方が29.4%、ハラスメントがあると。こう来たわけですね。そうすると、これ、職層を書くとなっていると、課長ももっとあるのではないかと、それを管理職の中で活かして体制をつくっていくということなのだけれども、これは、例えば昨年だとしたら、すぐ目に見えるようにやらなくてはいけないと思うのです。窓口というのは、もうやってあるというのであれば、その結果は、みんなそういうのがあると疑心暗鬼になっているところに、これからやっていきますとか、そういうのではなくて、それには、変な話、ある程度、これはどういうことがあるのか分からないけれども、いろいろな方法があると思うのです。処分という方法もあるのだろうし、それは情報公開するというのは、職員の方々と約束があったわけだから、それを公開しなくてはならないときもあるのかもしれないけれども、そういうことも含めて、何が大切だというのが見えないから、今、こういう話になってしまっているのだと思うのです。

それは、やはりもちろん区長をはじめ、区長も答弁で、真摯に受け止める。それは分かるけれども、それは特定もできないのも分かる。そうすると、先ほどの犯人捜しとか、ハラスメントをしている人の証拠をしっかりと取らないと、その人に責任を取らせられないとか、ありますよね。そういうことばかり気になるような職場は決していい職場とは言えないと思っていて、こういうことをもう一回そこら辺は踏まえていただいて、やはり冷たさがあるときもあっていいと思うのです。こういうことは駄目だ、では、みんなで楽しくやろうというようなところを一回整理していただいて、これを、今みたいに、相談窓口を設けました何だとやっているうちは、決して私は皆さんが疑心暗鬼の中で、いや、実際あるのですよと。だけど、証拠を取るために、今は証拠がないから言えませんみたいな形で、ずっとそんなことで仕事をやっているというのは決していいことではないと思います。

私は、そういうところに、今、ここに管理職の方も、副区長もいらっしゃるのだから、そこぐらいは目に見えるように、区長をはじめ、ぜひそこはやってほしいのです。それだけをお願いしたい。それによって、議会も、我々も、何十年間、職員の方々と信頼関係を多分つくってきていると思うのです。助けてほしいと思って、議会が何も動かなかつたら、何だよ、議会だって何もしてくれないではないかと思われる。我々も心外です。そういうことも我々もそういう気持ちがあるわけだから、別に犯人がどうか言うつもりはないけれども、そういう信頼関係だけは壊したくない。それも踏まえてほしい。お願いだけしておく。これはもうお願いだけしておく。ぜひよろしく願いますというか、頑張るってやるというようなことが話せるなら、副区長にはそこは話してほしい。お願いします。

○堀越副区長

今、ご意見をいただきました。答弁、繰り返しになりますけれども、真摯に受け止めて、重く受け止めて、重くという言葉は軽々しいわけではなくて、しっかりと対応をしていかなければならないと思ってございます。

目に見えるような対策ということもございました。それから、疑心暗鬼はいけないというご指摘もいただきましたので、これまでの取組を振り返りますと、最悪の場合には懲戒処分という、そういった対応もしてきてございますけれども、そういったものも含めてしっかりと対応していかなければいけないと思います。

何よりも大事なのは、やはりハラスメントの処分ですとか、ハラスメントがというのは、委員長がおっしゃられたように、働きやすい職場づくりを進めていくというのが第一だと思います。

我々のほうで、先ほどの外部相談窓口、令和5年であったではないかというようなご指摘もありましたけれども、あれも自治体の中では割と早いほうに設置をさせていただいたところでございますし、アンケートが終わった後、庁内のイントラネットで、インフォメーションで相談窓口を何回か案内したりですとか、それから、私どもではI・メッセージと言っているのですけれども、360°評価、これを管理職のほうから始めたりですとか、それから、今年度は新しくエンゲージメント調査というものも入れています。

様々な取組を通じながら、委員長がおっしゃられたように、意見が言いやすく、働きやすく、やりがいのある職場をつくっていきたいと思ってございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

それでは、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○石田（秀）委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、サイドブックに掲載している案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

(3) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

このたびの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○石田（秀）委員長

次に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

5 視察

○石田（秀）委員長

最後に、予定表5、視察を行います。

冒頭ご案内いたしましたとおり、本日はこれより特別区競馬組合・大井競馬場の視察に参ります。

本日はレース開催日ではありますが、委員会として視察を行う以上、委員・同行理事者はそろって帰庁されることを念頭に考えておりますので、ご理解いただければと思います。

この後、休憩の後、視察に参ります。委員および同行される理事者の皆様は、午後3時に、第三庁舎2階のマイクロバスにご乗車ください。放送でもご案内いたします。

なお、視察後、当委員会室へは戻らない予定ですので、お荷物はお持ち帰りいただくようお願いいたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時23分休憩

〔視察場所：特別区競馬組合（大井競馬場）〕

○午後5時00分再開

〔車中にて再開後、閉会を宣する〕

○午後5時00分閉会